

令和7年度

事業概要

(令和6年度実績)

金沢市
こども相談センター
幼児教育センター

目 次

第1章 金沢市こども相談センター・幼児教育センターの概要

1 本市の概要	1
2 こども相談センター・幼児教育センターの概要	1

第2章 幼児発達相談

1 電話相談	8
2 巡回専門相談	9
3 気になる子事例検討会への専門相談員派遣事業	10
4 統合保育事業	10
5 保育所乳児保育巡回相談	13
6 育児相談会	13
7 保健師による相談	14
8 幼児相談室	14
9 医療的ケア児保育施設等受入れ支援事業	18

第3章 児童相談所

1 相談・通告への対応	22
2 一時保護	34
3 児童福祉施設入所等	38
4 里親	39
5 法的対応等	43
6 メンタルフレンド	44
7 電話相談	44

第4章 関連事業

1 金沢こども見守りネットワーク	45
2 児童虐待防止対策推進事業	48
3 金沢市民生委員児童委員協議会への研修事業委託	49
4 石川県児童養護協議会への研修事業委託	50
5 措置児童への支援	51
6 措置費	53
7 在宅児童養育支援訪問事業	53
8 その他	54

第1章 金沢市こども相談センター・幼児教育センターの概要

1 本市の概要

(1) 人口

[推計人口] 453,584人（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
住民基本台帳人口	450,592	449,864	447,209	445,688	442,895	441,290
うち児童人口	70,268	69,191	67,815	66,554	65,107	63,484

* 住民基本台帳人口は、住民基本台帳に記載された人口で、外国人住民を含む。

* 児童人口は、住民基本台帳に記載された0歳から17歳までの人口を指す。

(2) 沿革

本市は、明治22年（1889年）の市制施行以来、県庁所在地として発展を続け、平成8年（1996年）には中核市に移行しました。市域は、面積468.81平方kmで、距離は東西23.3km 南北37.3kmです。

(3) 児童福祉の特徴

本市には、古くから培われてきた豊かなコミュニティがあり、住民相互の高い連帯意識に支えられ、力を合わせて住みよいまちづくりを進めてきた公私協働の土壤があります。本市独自の善隣館活動や民生委員児童委員活動などの地域活動に加え、NPOによる子育て支援活動、保護者自らが企画運営する育児サークルの活動など、市民の自発的な取り組みが活発に行われています。

また、充実した保育サービスや福祉と教育が連携する教育プラザにおける各種のサービスなど、多様な子育て支援に加え、地域には保育所や幼稚園、児童館、公民館など子育てに関連する施設も数多くあります。

2 こども相談センター・幼児教育センターの概要

(1) 沿革

こども相談センターは、平成15年7月、教育と福祉の連携を目的に設立された教育プラザ富樫内に、教育・保育全般の相談部門、幼児相談室、適応指導教室などを統合した「相談センター」が誕生しました。

平成18年4月、中核市として初めて横須賀市と同時に児童相談所を設置し、多様化する相談ニーズに対応するために児童相談所を統合した「こども総合相談センター」として改編しました。

平成21年4月、児童相談所に一時保護所を開設して相談体制の充実を図るとともに、教育相談部門は教育委員会所管の研修相談センター（現・学校教育センター）に移管し、教育プラザ富樫として一体の支援を行っています。

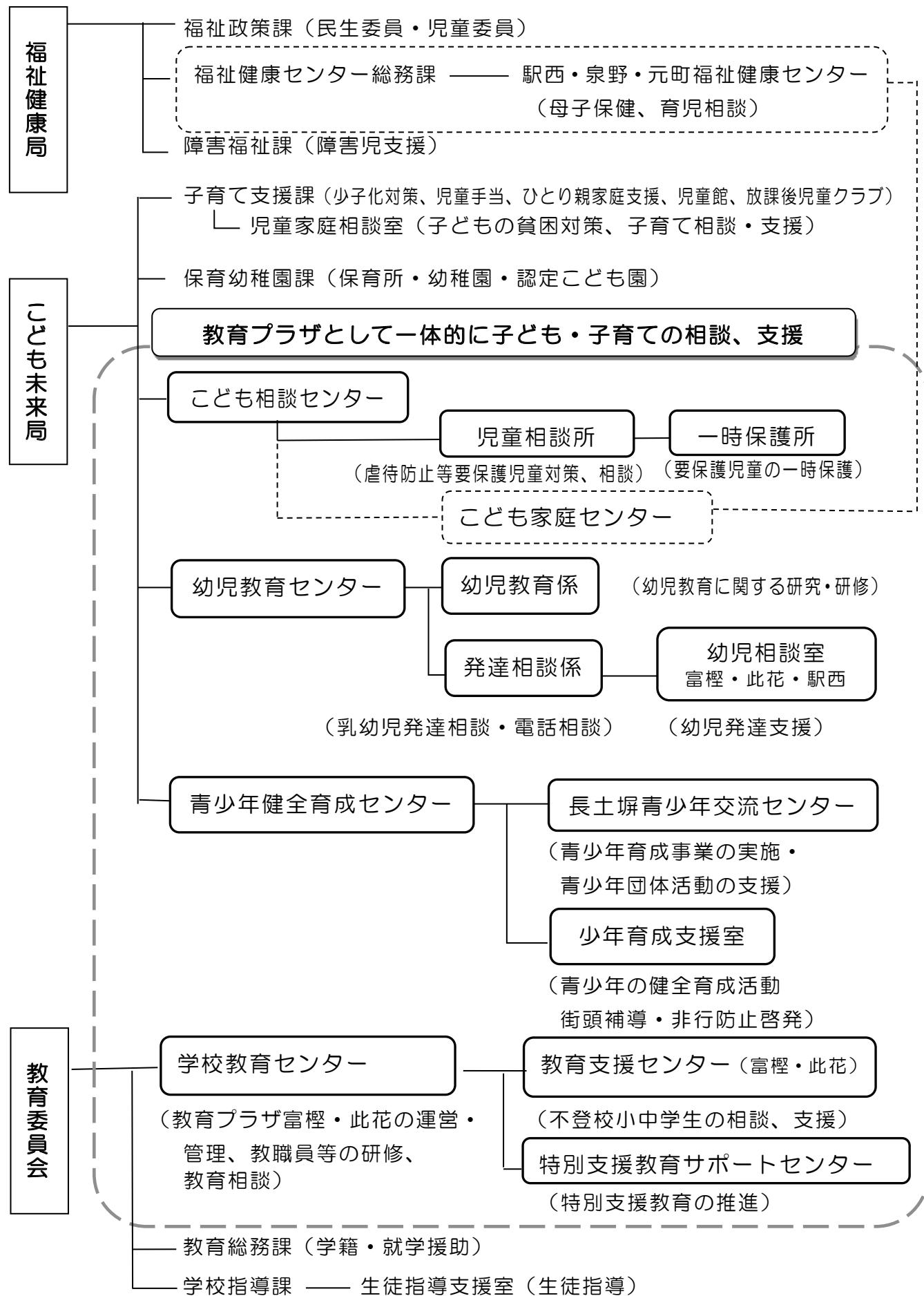
平成25年12月、教育プラザ富樫は新設の教育プラザ此花と併せて教育プラザに機構改革され、相談支援体制を強化しました。

令和2年4月、機構改革により、幼児教育推進の拠点として幼児教育センターを開設しました。大学と共同研究を行い、保育士・幼稚園教諭養成校や小学校とも連携を図りながら幼児教育・保育の質の向上を目指すとともに、職員の育成を目的とした研修部門と発達相談部門を統合し、幼児教育・保育の体制の強化を図りました。

令和6年4月、こども相談センターに統括支援員を配置し、児童福祉機能と母子保健機能が連携し、一体的に支援を提供する体制を整えました。

- ・平成15年7月 教育プラザ富樫開設
地域教育センター・研修センター・相談センターの3センター体制
- ・平成18年4月 児童相談所開設
相談センターと合わせてこども総合相談センターに改編
(福祉健康局の組織として位置付け)
- ・平成20年4月 教育相談部門を教育委員会に移管
研修センターを研修相談センターに改編するとともに教育相談部門を移管
- ・平成21年4月 児童相談所一時保護所を開設
- ・平成23年4月 児童相談所に青少年相談窓口を開設
こども相談グループ(現:発達相談グループ)の専門相談事業を研修相談センター(教育委員会)に移管
- ・平成25年12月 森山幼児相談室を教育プラザ此花に移転・拡充し、「此花幼児相談室」を開設
- ・平成30年1月 八日市幼児相談室を駅西福祉健康センターに移転・拡充し、「駅西幼児相談室」を開設
- ・令和2年4月 機構改革により、こども総合相談センターを「こども相談センター」と「幼児教育センター」に再編
- ・令和6年4月 こども家庭センター設置

(2) 組織図 (R7.4.1 現在 児童福祉に係る部所を抜粋)



(3) 職員配置 (R7.4.1 現在)

こども相談センター

所長（兼）児童相談所長

所長補佐

庶務係

相談第1係

相談第2係

心理判定係

一時保護係

児童相談所

※児童相談所嘱託医等

小児科医 5人

精神科医 5人

法医学医 2人

顧問弁護士 1人

() 内は会計年度任用職員数

係名	事務	保育士 保健師	心理士 児童心理司	児童福祉司 児童指導員	相談員 夜間指導員	児童相談所 統括指導員	その他	計
管理職	1			1				2
庶務	2(2)			3	(4)	(1)		5(7)
相談第1				8	(1)			8(1)
相談第2				8	(1)			8(1)
心理判定	1		10		(2)			11(2)
一時保護		4		5	(10)		(5)	9(15)
計	4(2)	4	10	25	(18)	(1)	(5)	43(26)

幼児教育センター

所長

所長補佐

幼児教育係

発達相談係（幼児相談室）

() 内は会計年度任用職員数

係名	事務	保育士等	保健師	管理栄養士	計
所長・所長補佐	1	1			2
幼児教育	1(1)	2(2)	1	2	6(3)
発達相談		10(6)			10(6)
計	2(1)	13(8)	1	2	18(9)

(4) 予算概要（令和7年度）

こども相談センター
【歳出】

区分		予算額(千円)	備考
運営経費	一般経費	8,975	
	児童保護措置費	1,106,400	法定措置費等(国庫・受益者負担金あり)
	自立支援委託費	25,200	法定措置費相当分には1/2国庫
	一時保護所運営費	23,094	国庫あり(非常勤パート5名賃金含む)
	その他の	244,736	相談事業費等
	小計	1,408,405	
	一般職員費	333,781	定数44人
	会計年度任用職員費	57,260	定数20人
	合計	1,799,446	

【財源内訳】

区分		予算額(千円)	備考
国庫支出金		725,077	
県支 出 金		1,944	
分担金及び負担金		2,324	
諸 収 入		1,616	
一般財源		1,068,485	地方交付税措置あり
合計		1,799,446	

幼児教育センター
【歳出】

区分		予算額(千円)	備考
事業経費	一般経費	90,094	
	一般職員費	128,967	定数18人
	会計年度任用職員費	40,907	定数9人
	合計	259,968	

【財源内訳】

区分		予算額(千円)	備考
国庫支出金		44,387	
諸 収 入		770	
一般財源		214,811	
合計		259,968	

(5) 事業の概要

こども相談センター

① 児童相談所関係

i 児童福祉法に基づく児童相談所業務

ア 相談・通告への対応

子どもの養育や児童虐待、少年非行、障害がある児童などに関する相談や通告への対応を行います。児童福祉法に基づく市町村としての対応も併せて行います。

イ 一時保護、施設入所

緊急保護、行動観察、短期入所指導などの必要があるときの一時保護のほか、子どもの最善の利益を図ることや子どもの福祉を守るために里親委託や児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設などへの入所の措置を行います。

ウ 障害の程度の判定

療育手帳の交付に関する判定業務や特別児童扶養手当の支給に関する知的障害の認定診断書の作成を行います。

ii 医療的機能強化事業

地域の医療機関（国立病院機構医王病院、石川県立中央病院、金沢大学附属病院、国立病院機構金沢医療センター、金沢市立病院）を協力医療機関に指定し、専門的技術的助言または医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所では対応しきれない医学的判断や治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応し、児童相談所の医療的機能を強化します。

iii メンタルフレンド事業

ひきこもりなどの子どもに対してメンタルフレンドとして登録している大学生などを派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通じて社会性の向上を図ります。

iv 青少年相談

不登校やひきこもり、家庭内暴力、対人関係がうまくいかない、就労が続かないなどの問題のある義務教育修了後から概ね20歳までの青少年と、その家族及び関係機関の相談に応じます。

v ヤングケアラー相談

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の児童の相談に応じます。

② 関連事業（詳細は『第4章 関連事業』を参照）

i 金沢こども見守りネットワーク ii 児童虐待防止対策推進事業

iii 金沢市民生委員児童委員協議会への研修事業委託

iv 石川県児童養護協議会への研修事業委託 v 措置児童への支援

vi 措置費 vii 在宅児童養育支援訪問事業 viii その他

幼児教育センター

① 幼児教育係

i 幼児教育に関する研究・企画

- ア 幼児教育センターの活動等について、学識者、幼児教育・保育施設関係者及び小学校関係者と意見交換を行い、幼児教育の推進体制の構築を図ります。
- イ 幼児教育・保育の質の向上を図るため、大学、保育者養成校、幼児教育・保育施設等と連携し、研究・実践・研修を行います。
- ウ 保育士等の仕事についてPR活動を行い、魅力を発信し人材の確保に繋げます。
- エ 幼児期の情操教育を推進するため、休所中の宮野保育所を再整備し子どもアート工房(仮称)の本格実施に向けた準備に取組みます。

ii 幼児教育・保育関係職員研修

- ア 保育に関わる専門的研修を、訪問型・往還型・対話型等の研修方法を取り入れ実施します。
- イ 幼児教育と小学校教育の接続を強化するための研究や研修を行います。

iii 保育所、保護者に対する支援

保育士、管理栄養士、保健師が、保育所等の巡回指導、未就園児とその保護者を対象にした育児相談会、保護者への面接相談など、幅広く支援を行います。

② 発達相談係

i 電話相談（平日 9:00～21:00 休日 9:00～17:00）

一般相談のほか、いじめ相談や子ども専用の相談電話を設け、相談に応じます。

ii 専門家による相談〔巡回専門相談・気になる子事例検討会への専門相談員派遣事業〕

小児科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士などの専門家が、保育園等の施設に出向いて相談に応じます。また、施設での事例検討会に専門相談員を派遣します。

iii 統合保育相談

発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員などが保育所等での状態を観察し、担当保育士や保護者などの相談に応じます。

iv 医療的ケア児の受け入れ支援

医療的ケアが必要な児童の入園に向け、保護者や施設の相談に応じます。入園後も受け入れ施設を巡回します。

v 幼児相談室

発達に遅れや問題があると思われる子どもとその保護者を対象に、「親子の遊び」を通して、子どもとのかかわり方や育児に関する助言や指導を行います。

第2章 幼児発達相談

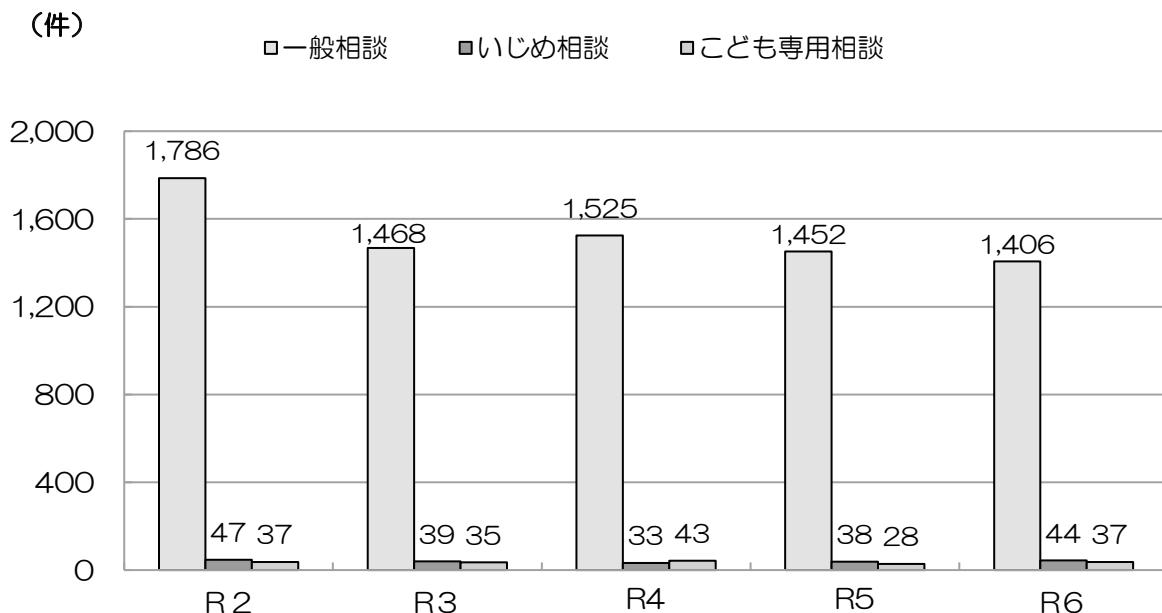
1 電話相談

(1) 概要

幼児教育センター（教育プラザ）では、子どもに関する様々な電話相談に応じています。一般相談のほか、いじめ相談及びこども専用相談（フリーダイヤル）を設定し、匿名での相談に幅広く対応しています。必要に応じて、他の部局の相談事業や医療・教育・福祉の関係機関と連携しています。相談には、研修を受けた職員が交替で対応するほか、平日の日中は専門相談員が対応しております。

区分	電話番号	相談内容など	開設時間
一般相談 (おはなし電話)	076-243-0874	乳幼児期の育児・発達の相談 学校教育に関する相談 子育てに関する悩みごとなど	平日 9:00～21:00
いじめ相談	076-243-1019	いじめに関する悩みごとの ホットライン	土曜/日曜/祝日 9:00～17:00
こども専用相談	0120-92-8349	こども専用の通話料無料の 相談電話	

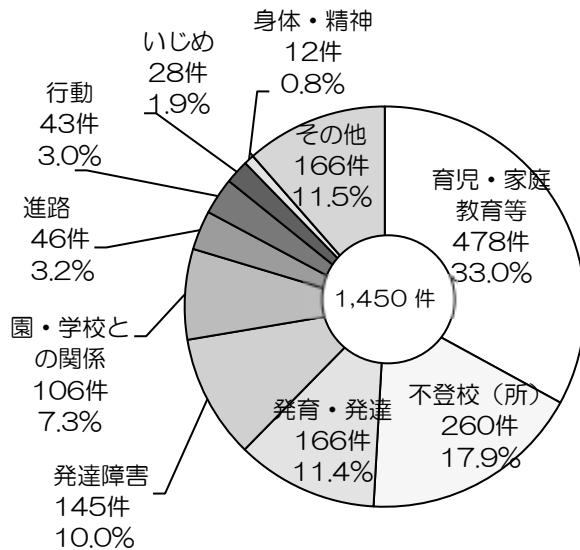
(2) 相談件数



相談件数は、特定の個人から頻繁に相談があると増加する傾向にあります。

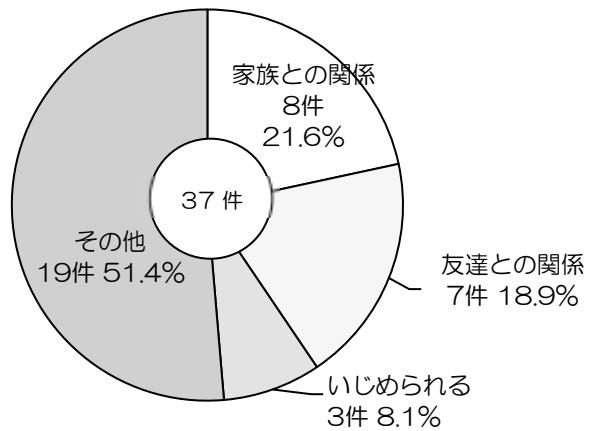
(3) 相談種別

① 一般相談・いじめ相談



例年、育児・家庭教育などに関する相談が3~4割程度を占める。

② こども専用相談ダイヤル



「その他」の中には、こどもからの電話であると確認しがたい人物からの相談を含む。

2 巡回専門相談

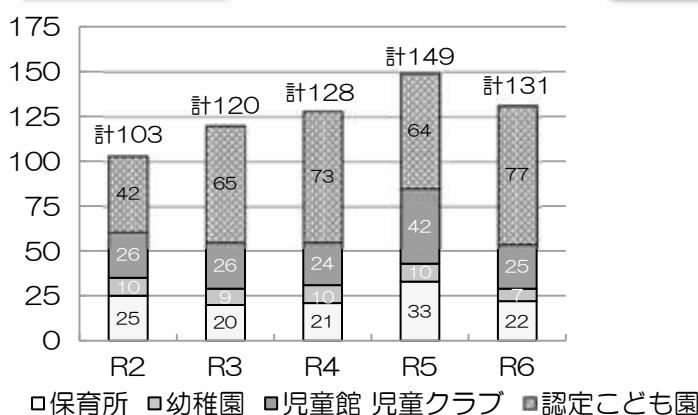
(1) 概要

集団活動での乳幼児・児童生徒の不適応、発達障害などへの対応の充実を図るため、専門相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、児童館及び児童クラブを巡回し、職員や保護者への支援を行っています。

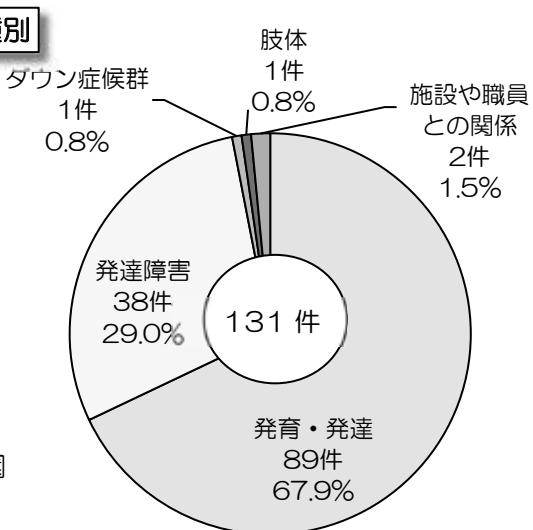
(2) 巡回専門相談員の構成 (R 7.4.1現在)

資格等	人 数	臨床心理士	2人
大学教員	3人	言語聴覚士	3人
理学療法士	2人	公認心理師	1人
計			11人

施設別相談件数



相談種別



3 気になる子事例検討会への専門相談員派遣事業

(1) 概要

気になる子について、保育所・幼稚園全体で行動特徴の理解、保護者への対応などを協議する場に、臨床心理士や言語聴覚士などの専門相談員を派遣しています。

(平成19年度事業開始)

(2) 相談員の構成

巡回専門相談と同様

(3) 相談回数・検討会参加者延人数

区分＼年度	R2	R3	R4	R5	R6
相談回数 (回)	6	3	11	7	4
検討会参加者延人数(人)	66	31	111	67	49

4 統合保育事業

(1) 統合保育事業の概要

心身の発達に遅れなどを有する児童の発達を助長し、社会への適応性を高めるため、保育士又は保育教諭の加配など必要とされる個別的配慮を行い、該当児童を他の児童とともに保育所等において集団で保育しています。

(2) 事業内容

① 統合保育指導委員会

心身の発達に遅れを有すると思われる児童の保育所への入所及び統合保育の適否並びにその解除の審査・入所後の指導を行っています。委員会は、年3回(7月・11月・1月)開催されます。

委員の構成 (R7.4.1 現在)

区分	委員数	作業療法士	1人
医師	4人	理学療法士	1人
大学教員	2人	社会福祉協議会保育部会長	1人
臨床心理士	1人	計	10人

② 巡回指導

医師、臨床心理士、理学療法士等の巡回指導員が、保育所や保育職員から相談を受けたり、又は指導を行ったりする(1人1時間程度の時間で、年1回から2回程度実施)とともに、保護者からの相談に応じています。

巡回指導員の構成 (R 7.4.1 現在)

資格等		人数	臨床発達心理士	1人
医師	小児科医	3人	臨床心理士	1人
	精神科医	1人	公認心理師	1人
言語聴覚士		4人	保育発達相談員	2人
理学療法士		2人	社会福祉士	1人
作業療法士		2人	計	18人

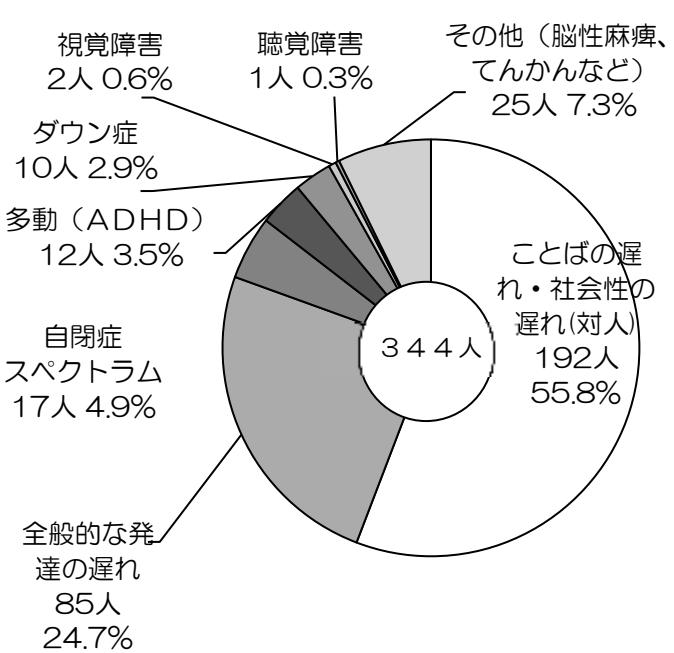
指導及び観察の実績

ア 認定児童数、巡回・観察回数
及び受入保育所数

項目		内訳	合計
認定児童数	公立	36人	298人
	私立	27人	
	認定こども園	235人	
新規認定(内数)	7月	(73)人	(114)人
	11月	(19)人	
	1月	(22)人	
巡回観察回数	公立	45回	388回
	私立	33回	
	認定こども園	310回	
受入保育所数	公立	10か所	106か所
	私立	11か所	
	認定こども園	85か所	

イ 認定児童の障害(状態)

※症状別については重複あり



③ 統合保育研修

i 担当保育士研修

統合保育児童に対する理解を深め、集団生活の中での対応や援助について学びます。

実施状況

講義内容	日程	対象者	講師
「就学に向けて」 ～金沢市の特別支援教育について～	R6.6.10 (月) 教育プラザ富樫	保育士 保育教諭 幼稚園教諭等	金沢市教育委員会 学校指導課・学校 教育センター指導主事
「気になる子の見方・捉え方 ～城寺式発達検査について ～」	R6.9.20 (金) 教育プラザ富樫	保育士 保育教諭 幼稚園教諭等	理学療法士 曾山 薫氏
「公開保育」	R6.10.29 (火) 市立八田保育所	担当保育士 担当保育教諭	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授 滝口 圭子氏
事例検討	R6.6.5 (水) R6.10.16 (水) 教育プラザ富樫	担当保育士 担当保育教諭	のぞみ小児科医院 理学療法士 高橋 佐代子氏
	R6.6.17 (月) R6.10.11 (金) 教育プラザ富樫	担当保育士 担当保育教諭	北陸学院大学教育学部 幼児教育学科 講師 谷 昌代氏
	R6.7.19 (金) R6.11.14(木) 教育プラザ富樫 8～10月 各施設（3回）	担当保育士	言語聴覚士 太田 朗子氏
	R6.10.8 (火) R7.2.13 (木) 市立保育所	担当保育士	言語聴覚士 大井 佳子氏

ii 保護者研修

保育所、幼稚園に通う児童の保護者を対象に、子どもの心の育ちを理解し、母子関係について学びます。

実施状況

研修名・内容	実施日・場所	講師
「就学に向けて」 ～金沢市の特別支援教育について～ (4・5歳児保護者対象)	R6.5.13 (月) R6.5.18 (土) 教育プラザ富樫	金沢市教育委員会 学校指導課 指導主事
「言葉とコミュニケーションについて」	R6.12.16 (月) 教育プラザ富樫	言語聴覚士 太田 朗子 氏

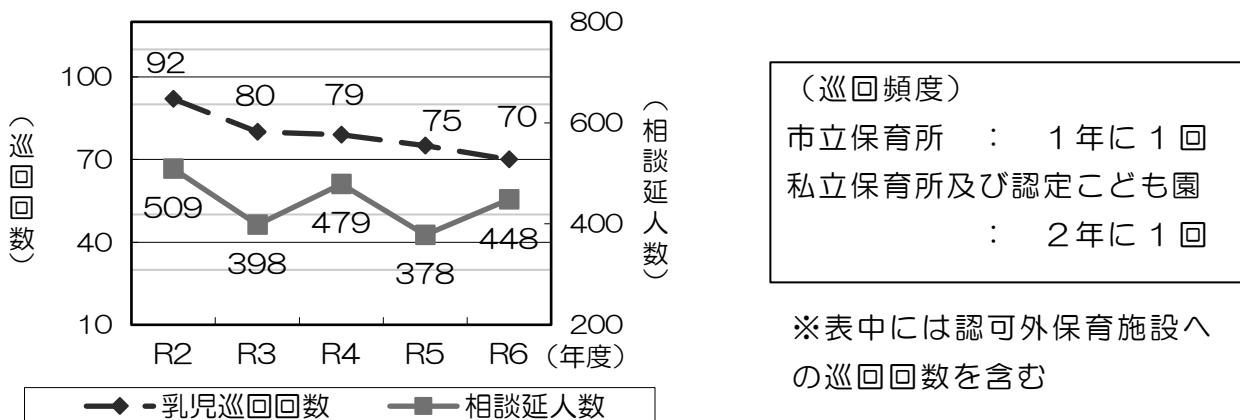
育児懇談会 「日頃思うこと、気になっていること」	R6.7.4 (木) 教育プラザ富樫	臨床心理士 堀田 真理子 氏
育児懇談会 「日頃思うこと、気になっていること」	R7.2.14 (金) 教育プラザ富樫	小児科医 萱原 昌子 氏
「体験談を聞く」 (4・5歳児保護者対象)	R6.9.6 (金) 教育プラザ富樫	統合保育経験小学生の保護者 4名

5 保育所乳児保育巡回相談

(1) 概要

市内の公立と私立の保育施設126か所を保健師及び保育士が巡回し、子どもの健康と安全及び保育所の保育技術及び衛生管理の質が向上されるよう支援をしています。
(昭和61年度事業開始)

(2) 巡回回数・相談延人数



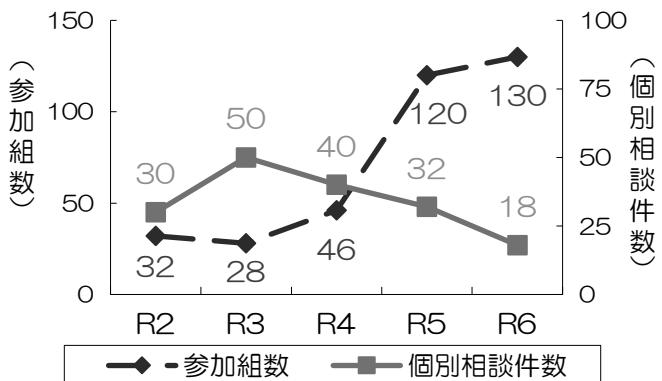
6 育児相談会

(1) 概要

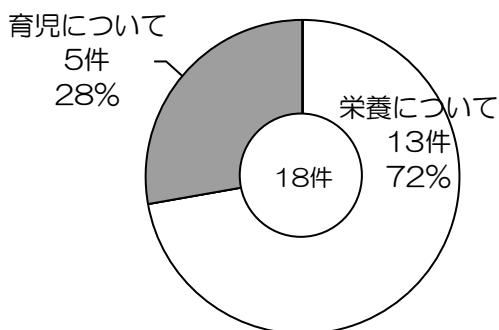
近年の少子化、核家族化が子育て中の親の孤立感をもたらし、子育てへの不安や負担感を増大させています。このため、気軽に集い、親子でふれあい、様々な親子と交流することにより親と子の絆を深めるとともに、孤立化を防止し問題解決への糸口となる機会を提供しています。

事業名	「育児相談と親子で遊ぼう」
場所	教育プラザ富樫3号館2階 子育て広場こあら、活動交流室りす
対象	未就園児とその保護者
回数	12回
内容	親子ふれあい遊び、ミニ講話、身体測定、個別育児相談
スタッフ	保育士、管理栄養士、保健師

(2) 参加組数と個別相談件数



(3) 個別相談の内容



離乳食や授乳に関する相談が多い。

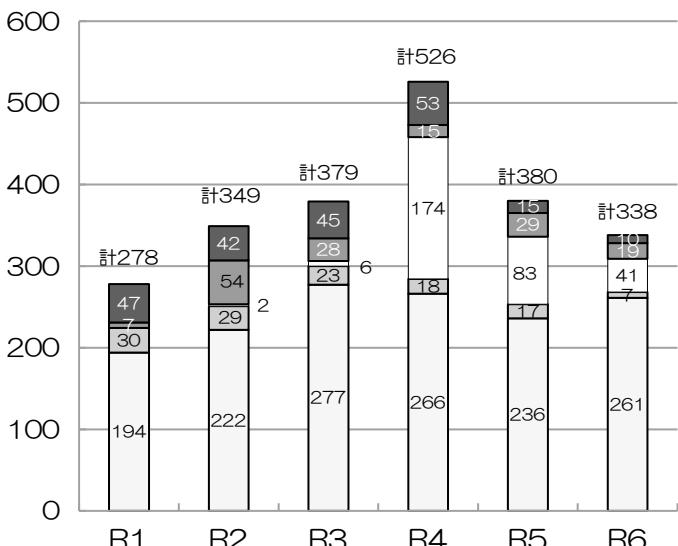
7 保健師による相談

(1) 概要

保健師が、保育施設や保護者からの感染症、通所児童に関する相談、育児相談などに対応しています。

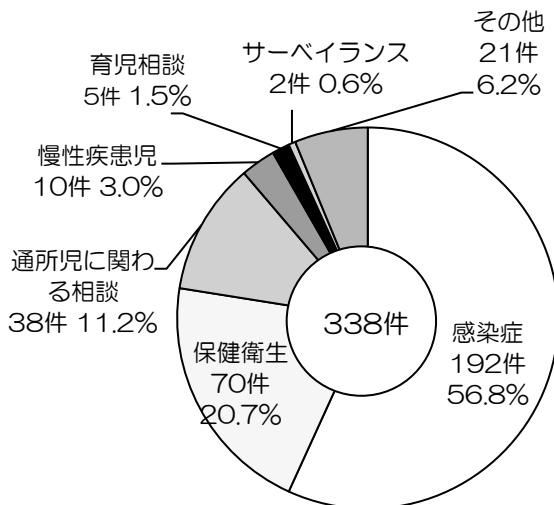
(2) 相談件数（電話相談の件数は別計）

① 方法別



□電話相談 □面接相談 □メール相談 □訪問 □乳児巡回時相談

② 相談内容別



保育施設等からの感染症や保健衛生に関する相談が多い。

8 幼児相談室

(1) 事業概要

心身の発達や発育に遅れや心配がある子どもとその保護者に定期的に通室していくだけ、「親子の遊び」を通して、子どもとの関わり方や育児方法などを助言することで、家庭での養育支援を行っています。

子どもに対しては、個別指導によりことばや意思表現の方法が学べる支援や運動機能の発達を促す遊びを提供するほか、小集団により手遊びや体操、パネルシアターなどの経験で、大きな集団（保育施設等）に参加できるように支援しています。

また、保護者に対しては、専門相談員との個別相談による支援や育児懇談会により親同士の情報交換やネットワークづくりなど保護者同士の交流活動が行われています。

(2) 設置場所等

- ① 富樺幼児相談室（教育プラザ富樺内）
住所 金沢市富樺3丁目10番1号
電話 243-6415
- ② 此花幼児相談室（教育プラザ此花内）
住所 金沢市此花町2番7号
電話 224-5250
- ③ 駅西幼児相談室（駅西福祉健康センター内）
住所 金沢市西念3丁目4番25号
電話 234-5117

富樺幼児相談室の室内



(3) 通室方法等

① 通室の回数

保護者と同伴で、月1～4回通室していただきます。通室する幼児相談室は、市内の3か所どちらの施設でもかまいません。

② 指導時間 ※1回につき1～2時間程度

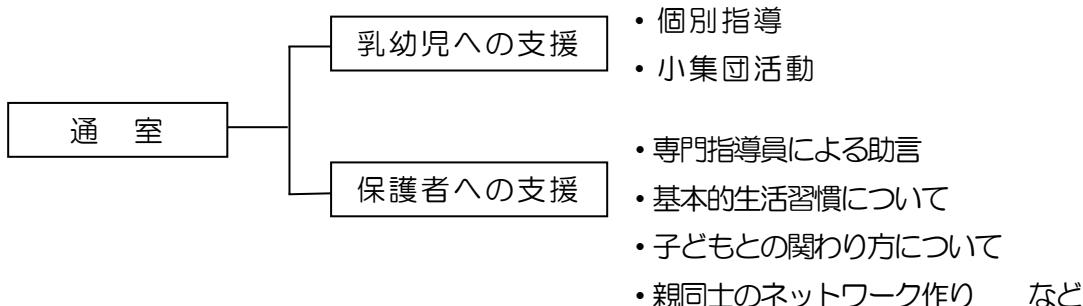
区分	午前	午後
月曜日～金曜日	9:30～11:30	13:30～15:30
土曜日	9:30～11:30	—

③ 通室手続・料金

保護者の方が相談室へ直接又は電話で予約します。

利用料金（教材費含む）として、通室1回につき200円を徴収しています。

(4) 事業内容



(5) 相談指導体制

① 職員配置 (R 7.4.1 現在)

- 指導員（各相談室担当保育士）
- 専門指導員

資 格 等	人 数	理学療法士	2人		
小児科医	3人	作業療法士	5人		
大学教員(言語聴覚士)	3人	臨床心理士	2人	計	15人

② ケース検討会

i ケース会議

通室児の現況について検討し、今後の指導方法について意見交換を行います。
専門指導員、福祉健康センター保健師、相談室職員などが出席します。

ii 専門指導員による指導

子どもとの関わり方について助言を受けるとともに、今後の指導方法について意見交換を行います。

(6) 相談状況

① 新規相談と通室状況の推移

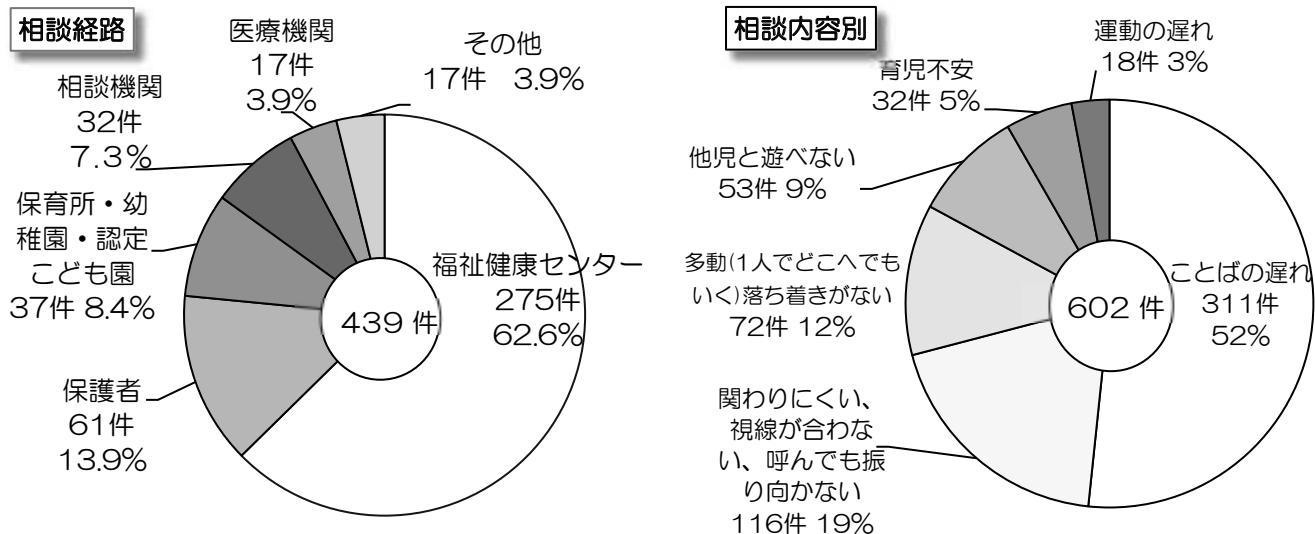
(人)

年度・幼児相談室	区分	前年度から 通室継続児 A	新規相談児		差し引き計 (通室児) A+B-C
			B	初回の面接 相談のみ C	
R2	富 横	100	72	9	163
	此 花	69	33	1	101
	駅 西	82	61	3	140
	計	251	166	13	404
R3	富 横	94	71	5	160
	此 花	54	36	1	89
	駅 西	85	73	9	149
	計	233	180	15	398
R4	富 横	84	79	5	158
	此 花	45	38	3	80
	駅 西	84	70	7	147
	計	213	187	15	385
R5	富 横	94	83	6	171
	此 花	53	35	0	88
	駅 西	92	90	10	172
	計	239	208	16	431
R6	富 横	106	80	6	180
	此 花	47	44	2	89
	駅 西	104	69	3	170
	計	257	193	11	439

② 相談者の相談経路

※令和6年度新規相談者の内数（件）

区分	福祉健康センター		保護者	医療機関	相談機関	保育所 幼稚園 認定こども園	その他	計
	乳幼児 健診	遊びの 広場						
全通室者	271	4	61	17	32	37	17	439
新規 ※	110	1	29	11	11	25	7	194



③ 相談内容

※令和6年度新規相談者の内数（件）

区分	ことばの遅れ	運動の遅れ	多動 落ち着きない	関わりづらい 視線が合わない	他児と遊べ ない	育児不安
全通室者	311	18	72	116	53	32
新規 ※	118	5	27	44	32	17

④ 通室児の就園等の状況

(人)

区分	保育所(園)・こども園 A 内統合保育	幼稚園 B		専門施設	家庭	その他	合計
		幼稚園 A	幼稚園 B				
5歳児	50	21	13	3	0	1	67
4歳児	73	30	18	2	0	0	93
3歳児	86	25	22	0	1	1	110
2歳児	64	9	8	0	19	3	94
1歳児	34	0	5	0	24	1	64
0歳児	1	0	1	0	9	0	11
合計	308	85	67	5	53	6	439

⑤ 5歳児(令和6年度)の状況

(人)

区分	特別支援学校	通常の学級		特別支援学級	その他(転居等)	合計
		(内数)	通級指導教室			
人 数	3	27	1	17	20	67

(7) 育児懇談会

同じ悩みを持つ保護者同士で、子育ての悩みや気になっていること、就園や就学に向けての思いを話し合う場として企画しています。

親の情報交換の場となり、親同士で支えあうきっかけになっています。

※回数は3相談室の総計

	内 容	対象者	講 師	回 数
1	育児全般の悩みについて	1～5歳児の保護者 (年齢別)	臨床心理士 小児科医	4回
2	学校生活について	5歳児の保護者	先輩の保護者	3回
3	就学に向けて	5歳児の保護者	学校教育センター 指導主事	1回 (3相談室合同)
4	お父さんと一緒に遊ぼう会	2～5歳児の父	保育士	1回
5	フリートーク	1～5歳児の保護者 及び1年生の保護者 (年齢別)	保育士	12回

9 医療的ケア児保育施設等受入れ支援事業

(1) 事業の概要

医療的ケア児を保育施設で安心・安全に受入れるため入園前に医療的ケア実施に係る検討委員会を開催する。また、受入れ後も施設を定期的に巡回するなどし、保育施設等における医療的ケアの適正な実施を支援する。

(2) 事業内容

① 金沢市保育施設等における医療的ケア実施検討委員会

市内の保育所、認定こども園又は幼稚園に在籍し、又は入園を予定している児童の保育施設等における集団生活の適否、医療的ケアの実施体制の適否、その他保育利用及び医療的ケアの実施に必要な事項、並びにその終了について審議を行います。委員会は、基本的に年1回(11月～12月頃)開催されます。

委員の構成 (R 7.4.1 現在)

区分	委員数	看護師	1人
医師	3人	理学療法士	1人
医療的ケア児等コーディネーター	1人	計	6人

令和6年度実績

令和6年度 第1回金沢市保育施設等における医療的ケア実施検討委員会

日 時：令和6年12月23日（月） 18時～20時

審議件数：1件 認定件数：1件 報告件数：7件

② 施設巡回

保健師、保育士、医療的ケア実施検討委員会委員（医師、理学療法士）が、保育施設を巡回し、保育施設における医療的ケアの適正な実施を支援する。

実施回数：対象児あたり2～3回／年

※児の状況により巡回を実施する可能性あり

※年1回、必ず金沢市保育施設等における医療的ケア実施検討委員会委員（医師、理学療法士）が同行し保護者との面談も行う

区分 \ 年度	R5	R6
認定児童数	2	3
巡回・観察回数	2	3
相談回数	2	5

③ 研修会

令和6年度実績

i 目的：医療的ケア児の受入れ経験がある保育園の実践事例を学び、保育施設での医療的ケア児の受け入れに対する理解を深める

日 時：令和6年7月26日（金） 14時～15時50分

内 容：行政説明及び講義、意見交換

講 師：セルホーといた保育園 東方園長、山本看護師

参加者：保育所・認定こども園職員、医師 24名

ii 目的：医療的ケア児の支援に必要な知識・技術の向上を図り、安全に医療的
ケア児を受け入れる体制を整える

日 時：令和7年3月5日（水） 14時30分～16時20分

内 容：講話及び演習

講 師：医王病院

小児医師（第2診療部長） 丸箸 圭子氏

看護師（外来副看護師長） 江川 淳子氏

看護師（重心認定看護師） 釜崎 和幸氏

参加者：保育所・認定こども園看護師 9名

第3章 児童相談所

1 相談・通告への対応

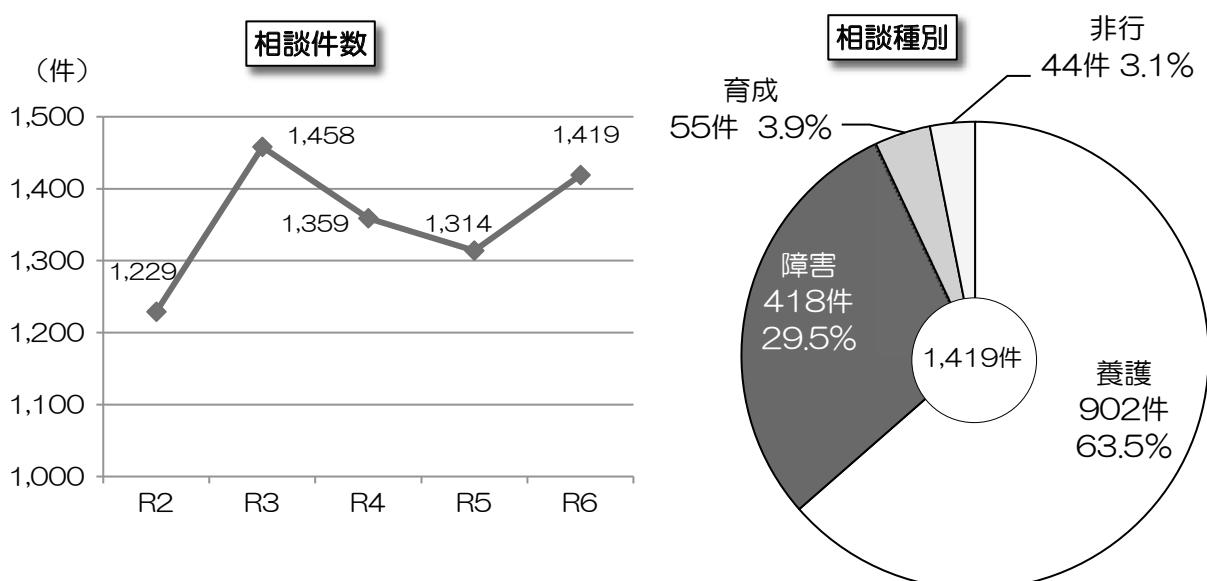
(1) 全体の状況

過去5年間の相談件数の推移は下図のとおりです。

令和6年度は1,419件の相談に対応し、令和3年度に引き続き高い相談件数で推移しています。

相談種類別に見ると、養護相談が902件(63.5%)と相談件数の6割以上を占めています。次に障害相談が418件(29.5%)であり、以下、育成相談55件(3.9%)、非行相談44件(3.1%)と続いている。

受付した相談に対する対応状況は、児童福祉施設入所の措置42件、里親委託10件、児童福祉司による指導11件、1回から数回の助言による指導648件、継続指導550件、情報提供や他機関への文書回答などその他158件でした。



相談種別	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他相談	計
	児童虐待	その他の相談		肢体力不自由	視聽覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ	触	性格	不登校	適性	しつけ		
年度																	
R2	572	211	0	1	4	0	2	338	0	16	4	57	5	0	19	0	1,229
R3	830	189	0	9	3	0	2	346	0	10	15	41	2	0	11	0	1,458
R4	693	183	0	7	5	0	8	390	0	6	14	50	3	0	0	0	1,359
R5	652	142	0	3	5	0	4	421	1	12	20	53	1	0	0	0	1,314
R6	673	229	0	6	1	0	6	402	3	15	29	54	1	0	0	0	1,419

(2) 養護相談

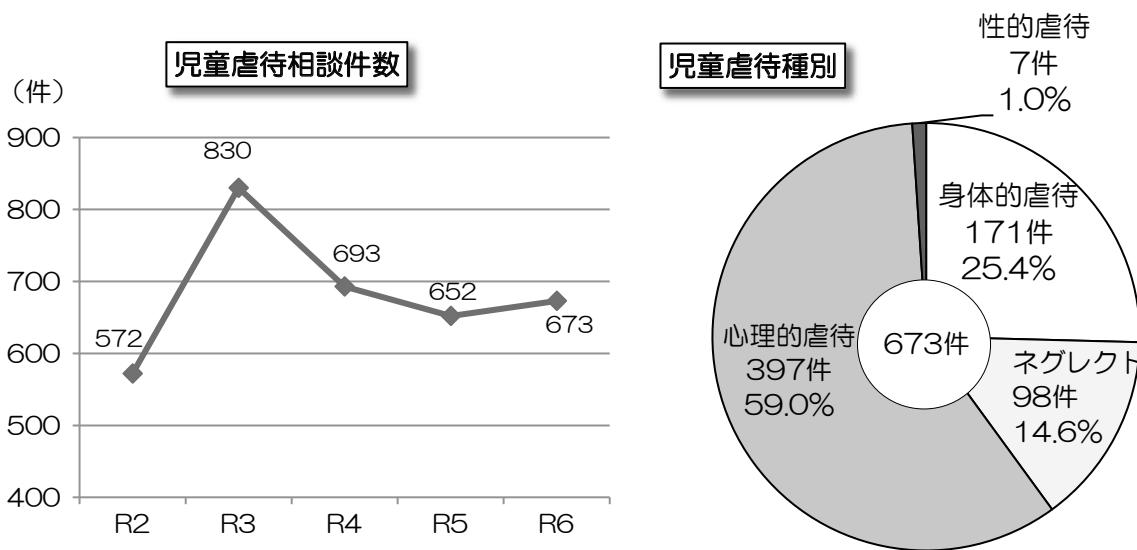
① 児童虐待相談

児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄等）及び心理的虐待を指します。

令和6年度の児童虐待相談の対応件数は673件であり、前年度から21件増加しています。

虐待の種類別で見ると、心理的虐待が397件(59.0%)と一番多く、次いで身体的虐待171件(25.4%)、ネグレクト98件(14.6%)、性的虐待7件(1.0%)でした。

受付した相談における対応状況は、児童福祉施設入所措置18件、児童福祉司による指導11件、1回から数回の助言による指導252件、継続指導369件、他機関あっせん16件、その他7件でした。

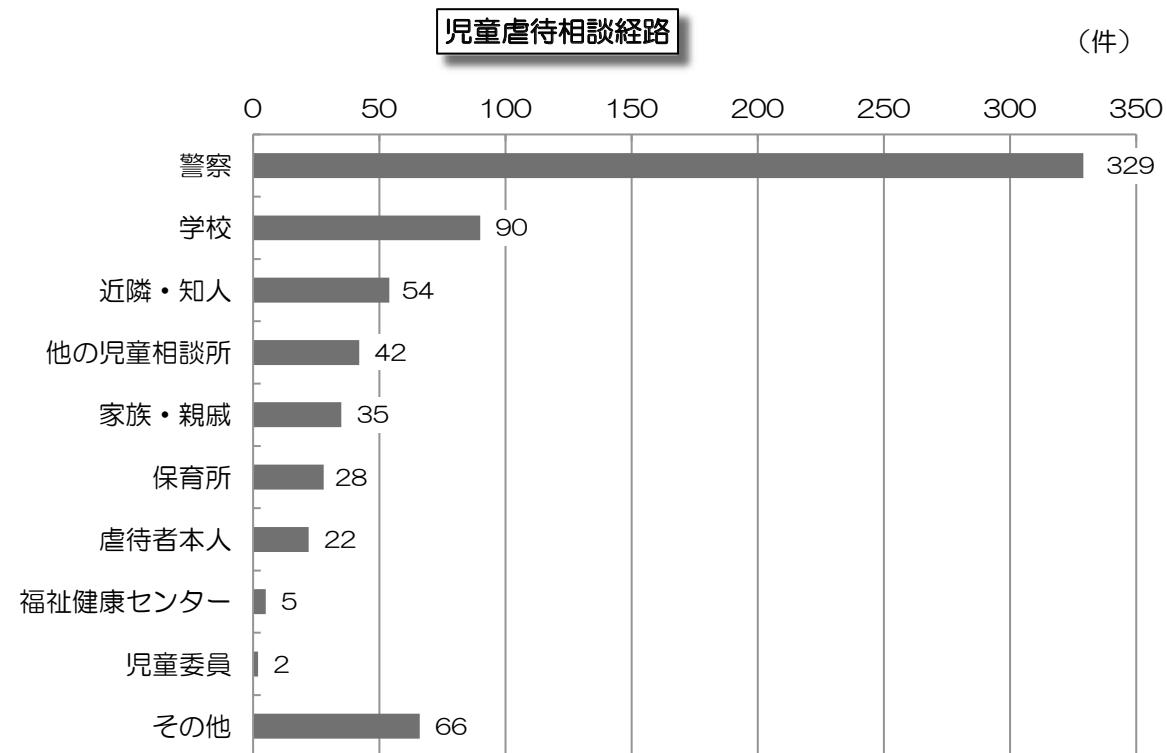


<種類別児童虐待相談対応件数>

年度	区分	児童虐待				計
		身体的虐待	ネグレクト (養育放棄等)	心理的虐待	性的虐待	
R2	件数	160件	75件	334件	3件	572件
	比率	28.0%	13.1%	58.4%	0.5%	100.0%
R3	件数	222件	125件	480件	3件	830件
	比率	26.7%	15.1%	57.8%	0.4%	100.0%
R4	件数	183件	92件	410件	8件	693件
	比率	26.4%	13.3%	59.2%	1.1%	100.0%
R5	件数	174件	85件	387件	6件	652件
	比率	26.7%	13.0%	59.4%	0.9%	100.0%
R6	件数	171件	98件	397件	7件	673件
	比率	25.4%	14.6%	59.0%	1.0%	100.0%

相談に至る経路は警察が329件で最も多く、次に学校、近隣・知人、他の児童相談所、家族・親戚と続いています。

その他の内訳は、福祉事務所25件、医療機関14件、児童福祉施設13件などです。

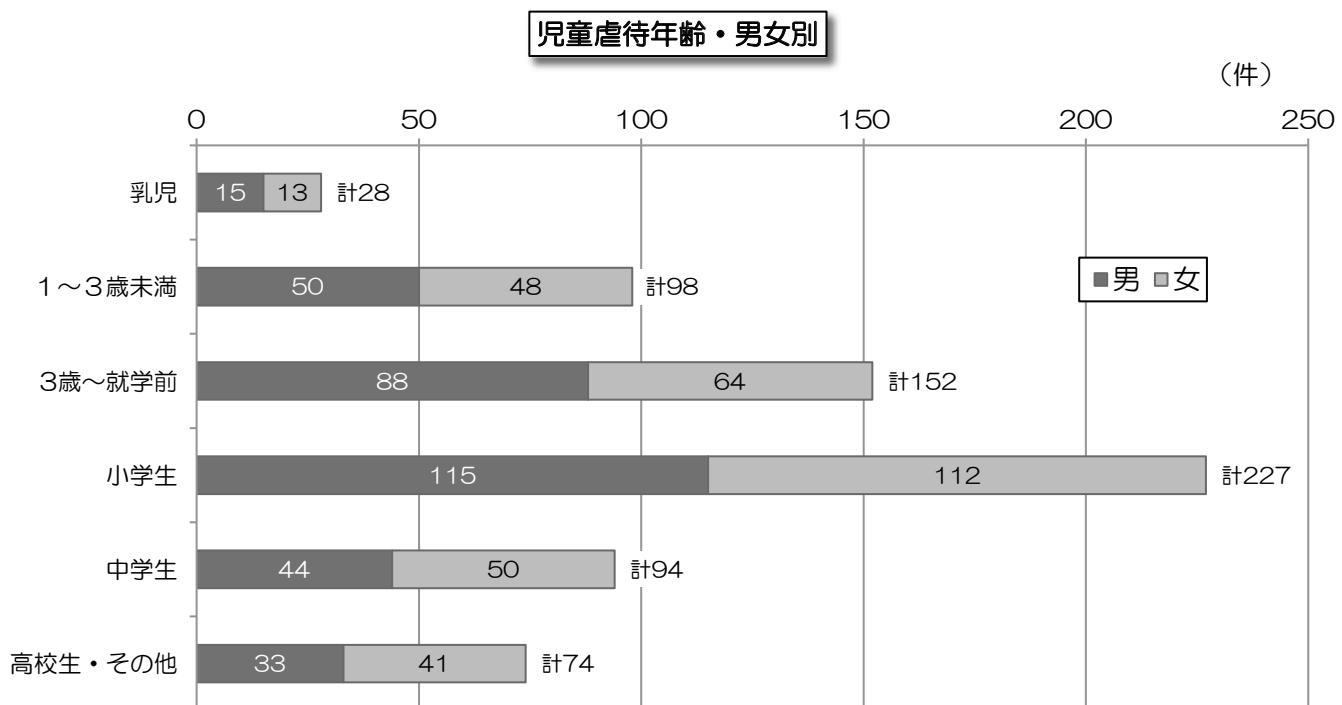


＜相談経路別児童虐待相談対応件数＞

区分 年度		近隣 知人	学校	警察	保育所	虐待者 本 人	他の 児童 相談所	家族 親戚	児童 委員	福祉 健康 センター	その他	計
R2	件数	75件	46件	301件	12件	16件	37件	22件	4件	9件	50件	572件
	比率	13.1%	8.0%	52.6%	2.1%	2.8%	6.5%	3.8%	0.7%	1.6%	8.8%	100.0%
R3	件数	117件	66件	436件	27件	36件	23件	48件	9件	5件	63件	830件
	比率	14.1%	8.0%	52.5%	3.3%	4.3%	2.8%	5.8%	1.1%	0.6%	7.5%	100.0%
R4	件数	110件	55件	352件	26件	25件	24件	37件	1件	0件	63件	693件
	比率	15.9%	7.9%	50.8%	3.8%	3.6%	3.5%	5.3%	0.1%	0.0%	9.1%	100.0%
R5	件数	89件	68件	308件	38件	19件	38件	33件	1件	5件	53件	652件
	比率	13.7%	10.4%	47.2%	5.8%	2.9%	5.8%	5.1%	0.2%	0.8%	8.1%	100.0%
R6	件数	54件	90件	329件	28件	22件	42件	35件	2件	5件	66件	673件
	比率	8.0%	13.4%	48.9%	4.2%	3.3%	6.2%	5.2%	0.3%	0.7%	9.8%	100.0%

年齢別に見ると「小学生」年齢への虐待が最も多く 227 件 (33.7%) であり、次に「3歳～就学前」の 152 件 (22.6%) でした。被虐待児童は、小学生までで全体の 7 割強 (75.0%) を占めています。

男女別で見ると、男児の相談は 345 件 (51.3%) で女児の相談は 328 件 (48.7%) でした。

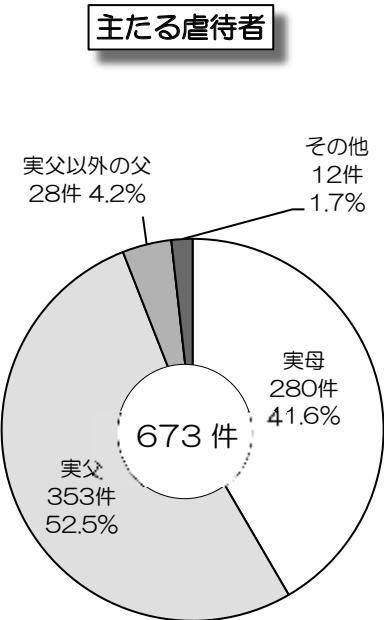


＜年齢別児童虐待相談対応件数＞

区分		0歳～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生その他	計
年度	年	件数	件数	件数	件数	件数	件数
R2	件数	111 件	135件	174件	94件	58件	572件
	比率	19.4%	23.6%	30.4%	16.4%	10.2%	100.0%
R3	件数	129 件	231件	270件	118件	82件	830件
	比率	15.5%	27.8%	32.5%	14.2%	10.0%	100.0%
R4	件数	135 件	172件	221件	91件	74件	693件
	比率	19.5%	24.8%	31.9%	13.1%	10.7%	100.0%
R5	件数	103 件	177件	220件	92件	60件	652件
	比率	15.8%	27.2%	33.7%	14.1%	9.2%	100.0%
R6	件数	126 件	152件	227件	94件	74件	673件
	比率	18.7%	22.6%	33.7%	14.0%	11.0%	100.0%

主たる虐待者は実父が多く、353 件 (52.5%) で全体の半数を占めています。実母は 280 件 (41.6%) でした。

＜主たる虐待者別児童虐待相談対応件数＞

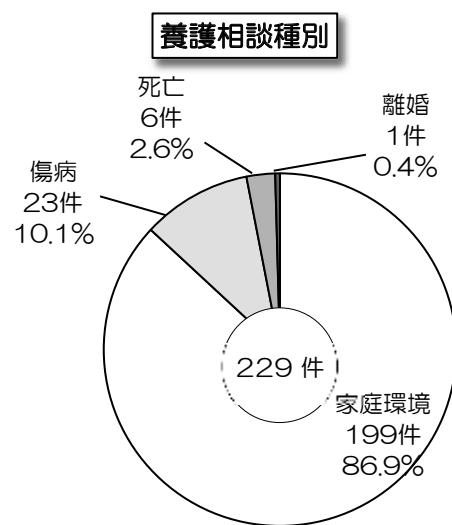
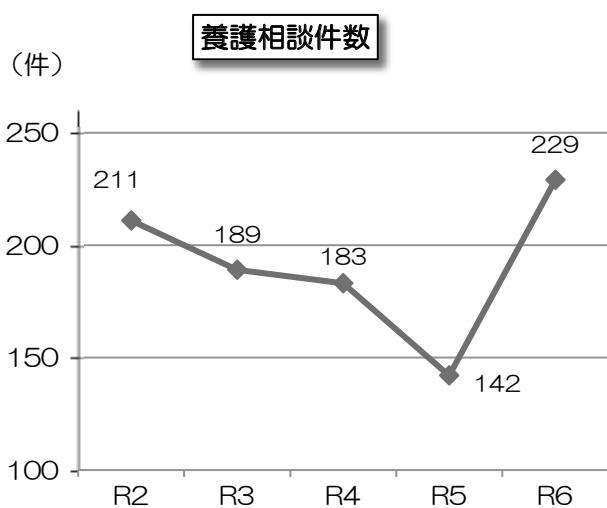


年度	区分	件数					計
		実母	実母以外の母	実父	実父以外の父	その他	
R2	件数	277 件	2件	246件	39件	8件	572件
	比率	48.4%	0.4%	43.0%	6.8%	1.4%	100.0%
R3	件数	383 件	10件	361件	53件	23件	830件
	比率	46.1%	1.2%	43.5%	6.4%	2.8%	100.0%
R4	件数	336 件	7件	298件	23件	29件	693件
	比率	48.5%	1.0%	43.0%	3.3%	4.2%	100.0%
R5	件数	332 件	0件	280件	32件	8件	652件
	比率	51.0%	0.0%	42.9%	4.9%	1.2%	100.0%
R6	件数	280 件	0件	353件	28件	12件	673件
	比率	41.6%	0.0%	52.5%	4.2%	1.7%	100.0%

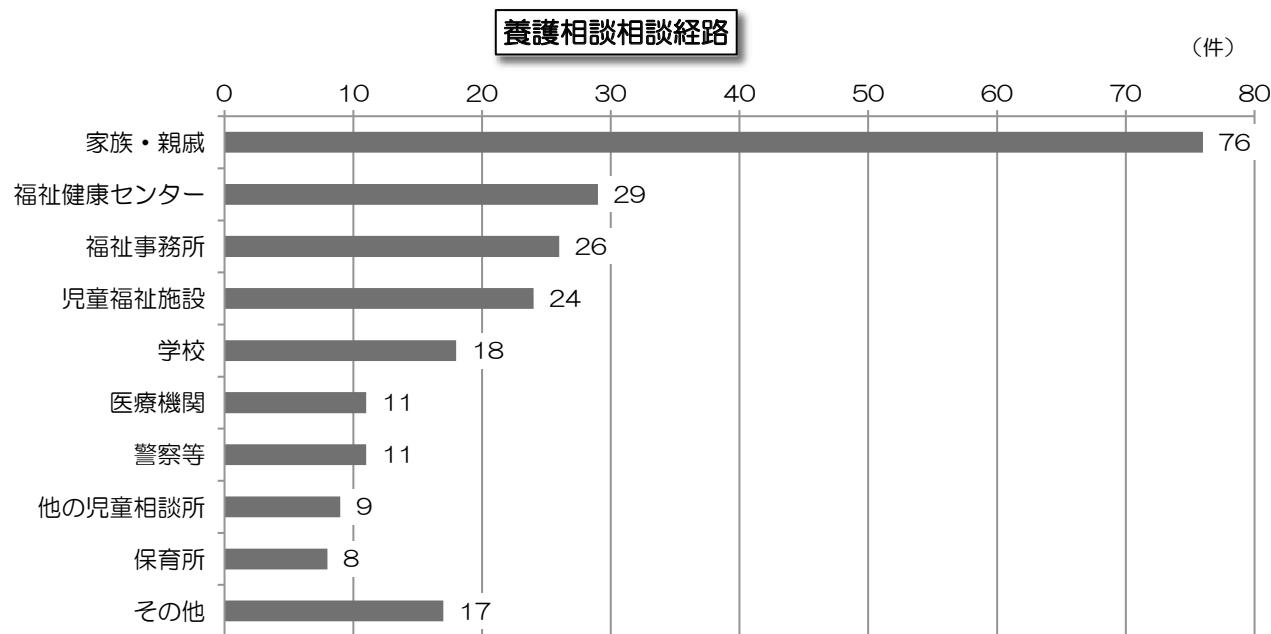
② 養護相談(児童虐待相談を除く)

養護相談とは、保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などのため家庭での養育が困難になった児童、棄児、迷子、虐待を受けた児童、親権を喪失した親の児童、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談のことを言いますが、以下この節においては児童虐待相談を除いた相談を指すこととします。

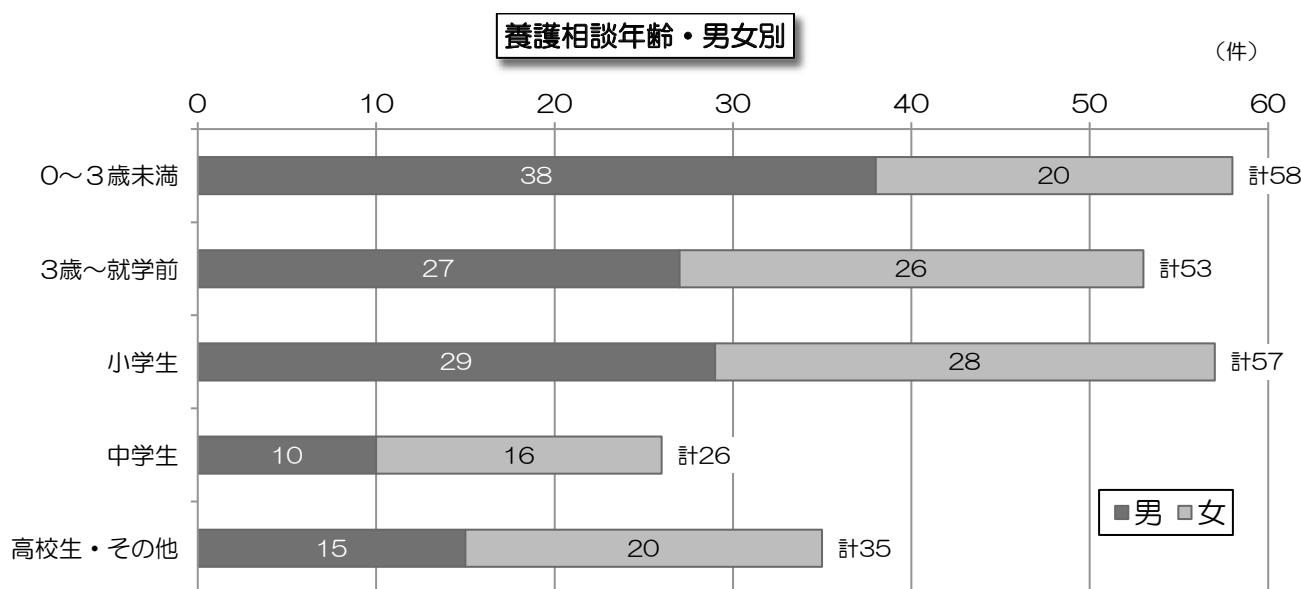
令和6年度養護相談の件数は229件であり、前年度から87件増加しています。受付した相談に対する対応状況は、児童福祉施設入所の措置21件、里親委託9件、1回から数回の助言による指導69件、継続指導108件、他機関あっせん3件、その他19件でした。



相談に至る経路は家族・親戚が最も多く76件であり、次に福祉健康センター29件、福祉事務所26件、児童福祉施設24件でした。



男女別に見ると、男児の相談が119件(52.0%)、女児の相談が110件(48.0%)でした。年齢別に見ると、小学生までで全体の7割以上を占めています。



(3) 保健相談

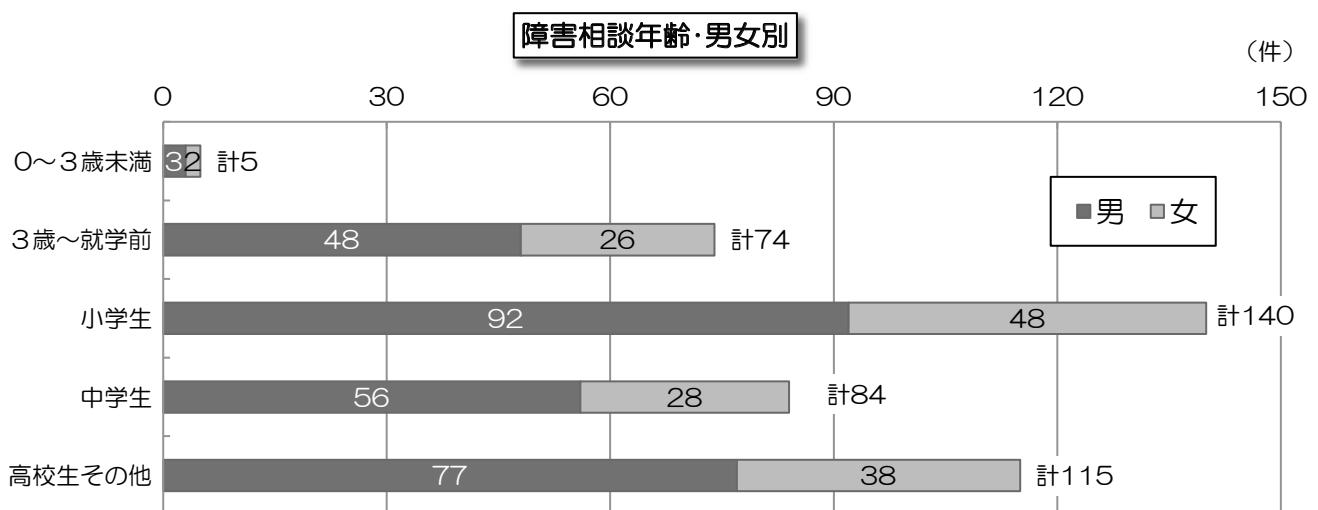
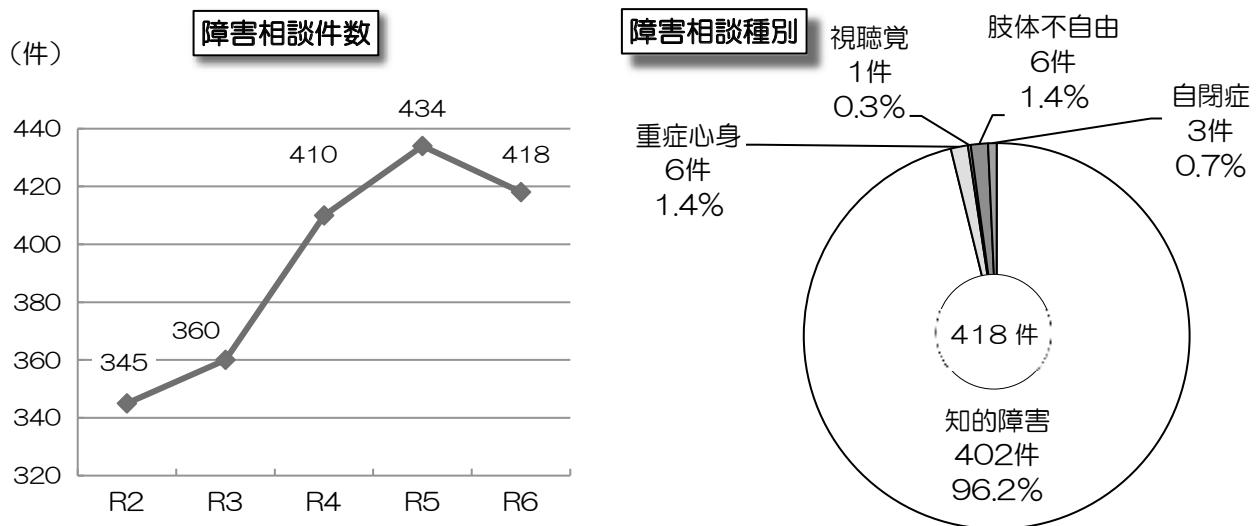
保健相談は未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談です。

令和6年度において、保健相談の受付はありませんでした。

(4) 障害相談

障害相談は、肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症などに分かれています。

令和6年度の障害相談件数は418件であり、知的障害相談が96.2%を占めています。相談の大半が療育手帳の判定に関するものです。



療育手帳に係る判定、特別児童扶養手当認定診断書や意見書の発行については以下のとおりです。令和6年度の判定件数は、新規130件、再判定165件で合計295件でした。判定結果はAが60件、Bが221件、非該当が14件でした。

また、特別児童扶養手当認定診断書の発行件数は102件、障害児福祉手当診断書発行件数は11件、障害児入所施設の利用契約に係る意見書の発行は6件でした。

＜療育手帳判定件数＞

(件)

年度	区分	障害の程度				合計
		A	B	非該当	計	
R2	新規	4	75	10	89	241
	再判定	40	109	3	152	
R3	新規	6	89	11	106	242
	再判定	39	95	2	136	
R4	新規	20	85	13	118	268
	再判定	42	105	3	150	
R5	新規	9	92	28	129	299
	再判定	45	124	1	170	
R6	新規	6	110	14	130	295
	再判定	54	111	0	165	

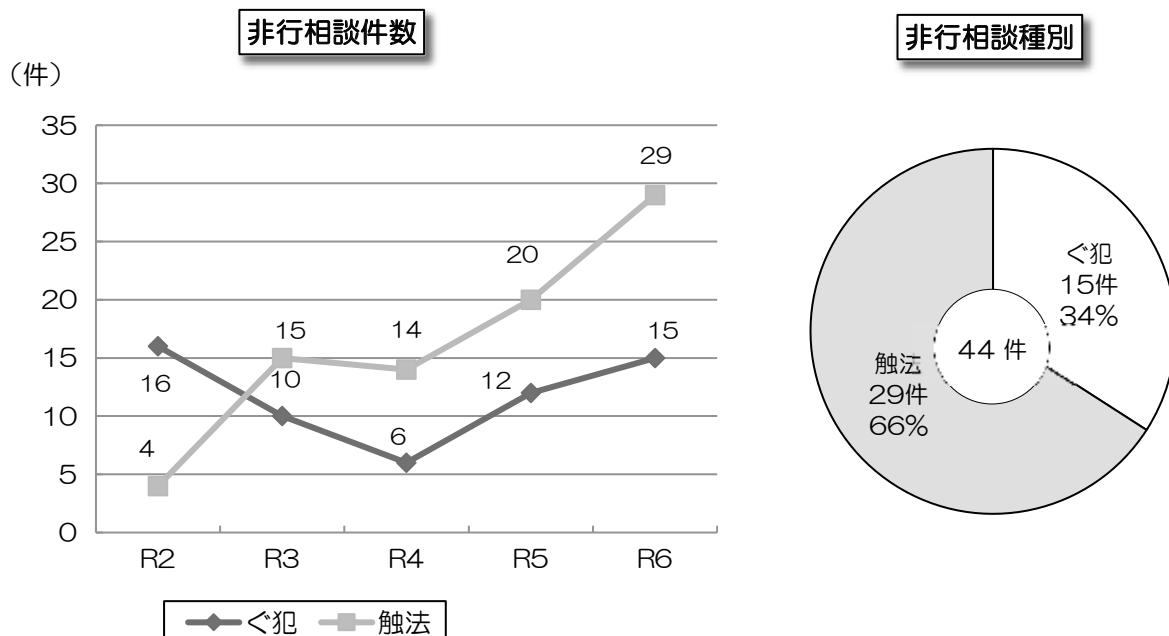
(5) 非行相談

非行相談には、ぐ犯行為等相談と触法行為等相談の2種類があります。

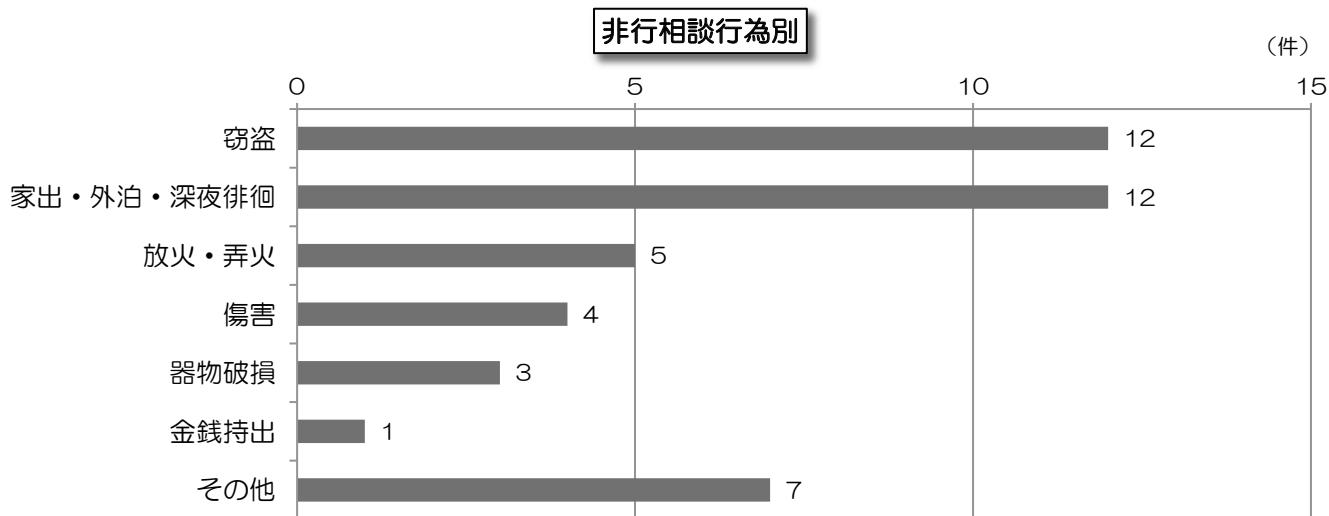
ぐ犯行為等相談は虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などの行為や問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、また触法行為があつたと思われても警察署から通告のない児童に関する相談です。

触法行為等相談とは、触法行為があつたとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談です。

受付した相談における対応状況は、1回から数回の助言による指導5件、継続指導37件、児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致などその他が2件でした。



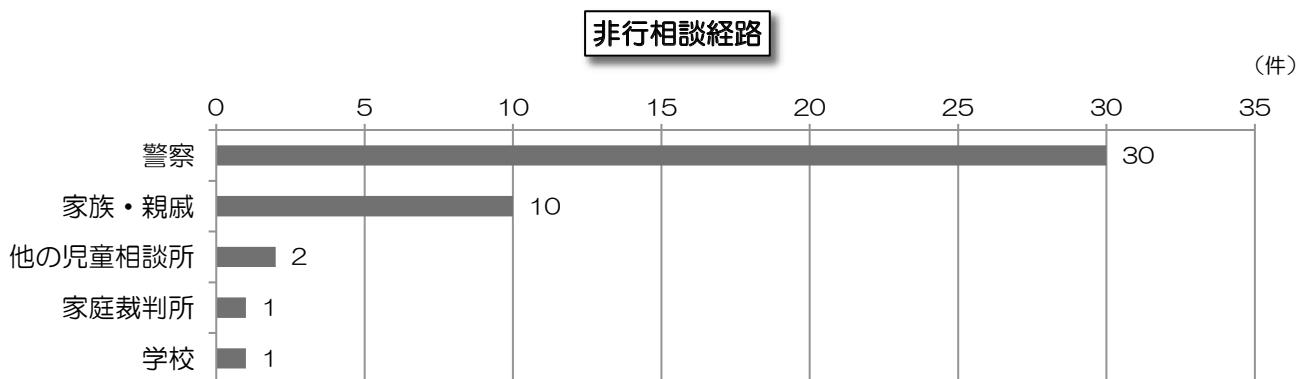
行為別に見ると、窃盗が最も多く12件、家出・外泊・深夜徘徊が12件、次いで放火・弄火が5件、傷害が4件でした。窃盗と家出・外泊・深夜徘徊が全体の5割強を占めています。



＜行為別非行相談対応件数＞

区分 年度		窃盗	家出・ 外泊・ 深夜徘徊	放火 弄火	性的 逸脱	恐喝	傷害	器物 破損	金銭 持出	その他	計
R2	件数	3件	9件	0件	1件	1件	0件	1件	4件	1件	20件
	比率	15.0%	45.0%	0.0%	5.0%	5.0%	0.0%	5.0%	20.0%	5.0%	100.0%
R3	件数	13件	2件	1件	2件	0件	0件	2件	1件	4件	25件
	比率	52.0%	8.0%	4.0%	8.0%	0.0%	0.0%	8.0%	4.0%	16.0%	100.0%
R4	件数	13件	3件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	20件
	比率	65.0%	15.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	10.0%	100.0%
R5	件数	18件	6件	0件	2件	0件	1件	1件	1件	3件	32件
	比率	56.3%	18.8%	0.0%	6.2%	0.0%	3.1%	3.1%	3.1%	9.4%	100.0%
R6	件数	12件	12件	5件	0件	0件	4件	3件	1件	7件	44件
	比率	27.3%	27.3%	11.4%	0.0%	0.0%	9.1%	6.8%	2.3%	15.8%	100.0%

相談に至る経路は警察が最も多く30件で、次いで家族・親戚が10件でした。

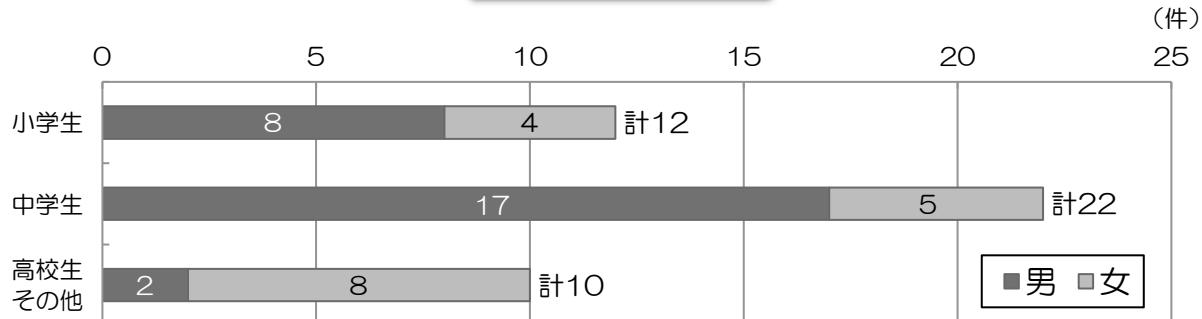


＜相談経路別非行相談対応件数＞

区分 年度		警察	家族	家庭 裁判所	学校	児童 福祉 施設	他の 児童 相談所	その他	計
R2	件数	12件	7件	0件	0件	1件	0件	0件	20件
	比率	60.0%	35.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	100.0%
R3	件数	20件	3件	2件	0件	0件	0件	0件	25件
	比率	80.0%	12.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
R4	件数	11件	3件	3件	0件	0件	2件	1件	20件
	比率	55.0%	15.0%	15.0%	0.0%	0.0%	10.0%	5.0%	100.0%
R5	件数	20件	6件	0件	0件	0件	3件	3件	32件
	比率	62.5%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%	9.3%	100.0%
R6	件数	30件	10件	1件	1件	0件	2件	0件	44件
	比率	68.2%	22.7%	2.3%	2.3%	0.0%	4.5%	0.0%	100.0%

年齢別に見ると、中学生が22件、小学生が12件です。男児の相談が27件(61.4%)、女児の相談が17件(38.6%)でした。

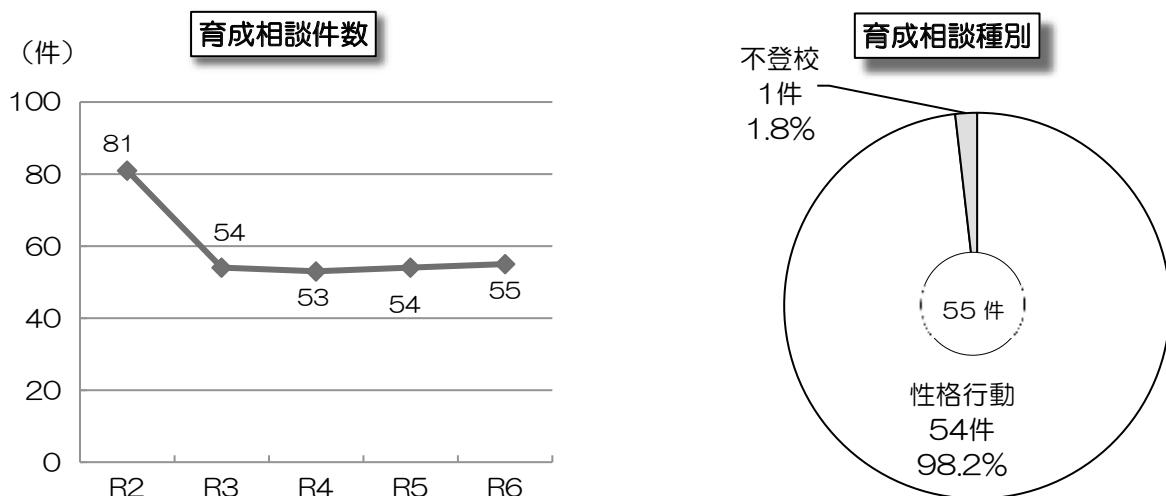
非行相談年齢・男女別



(6) 育成相談

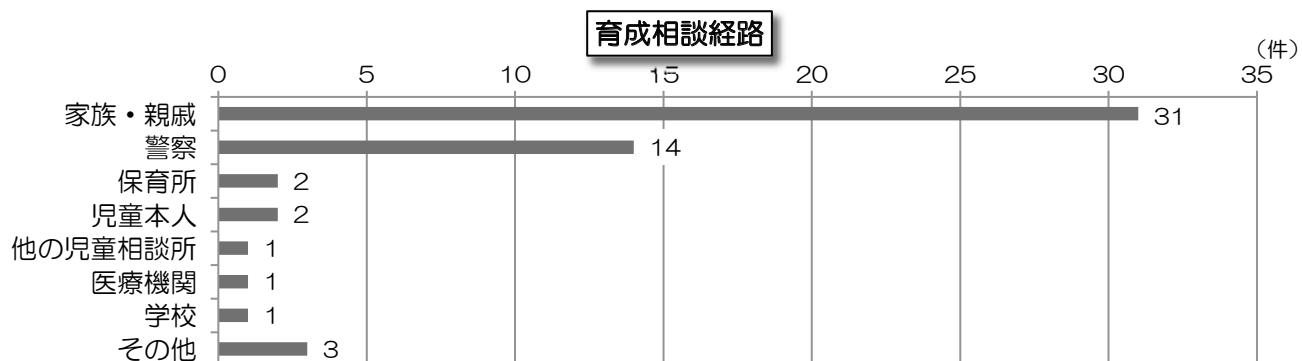
育成相談は、性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談に分類されます。性格行動相談の内容としては、家庭内暴力や発達障害を背景とした問題行動が主なものです。

令和6年度の育成相談件数は55件であり、前年度より1件増加しています。相談内容としては、性格行動に関する相談が最も多く54件(98.2%)、次いで不登校1件(1.8%)でした。

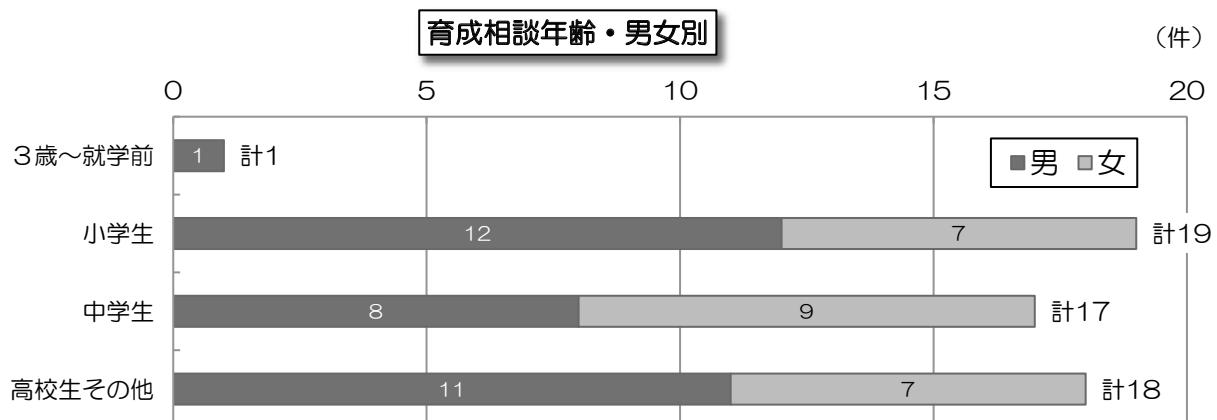


相談経路としては家族・親戚が最も多く31件と全体の5割以上を占めています。

受付した相談における対応状況は、児童福祉施設入所措置1件、里親委託1件、1回から数回の助言による指導17件、継続指導36件でした。



年齢別に見ると小学生が19件と最も多くなっています。男児の相談が32件(58.2%)、女児の相談が23件(41.8%)でした。



(7) 青少年相談

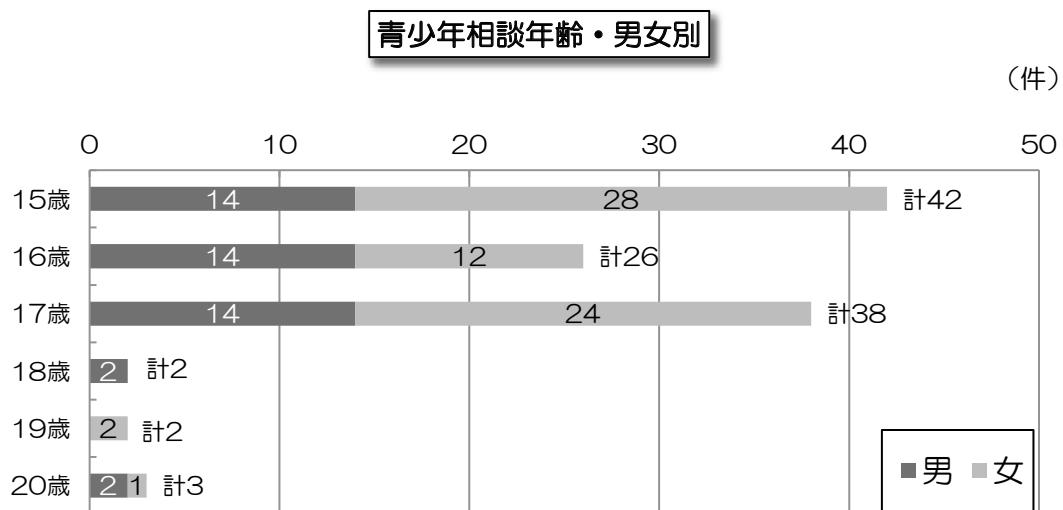
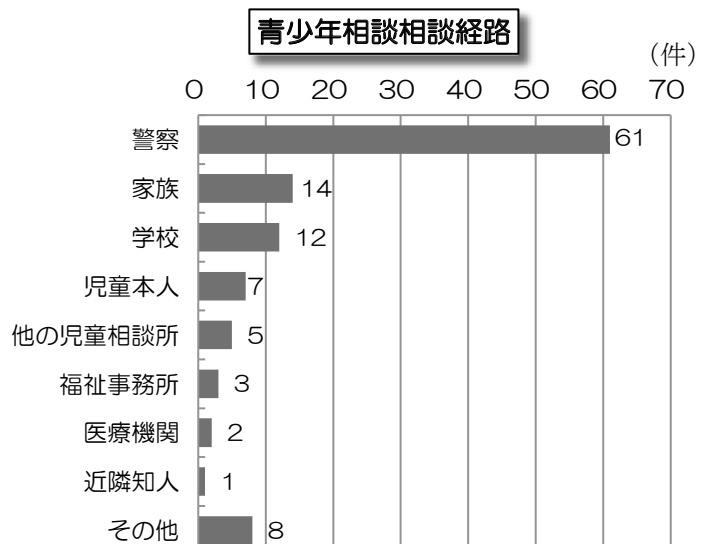
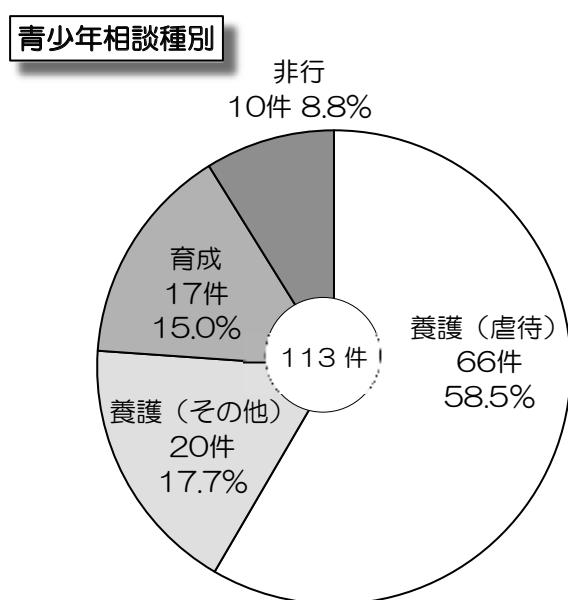
高校生年齢以上の不登校、ひきこもり、非行、家庭内暴力などの課題に対し、福祉、司法、教育、労働などの関係機関と連携し様々な社会資源を活用するとともに、医師、心理職、メンタルフレンドの協力の下、青少年とその家族を支援していきます。

令和6年度の青少年相談の件数は113件です。相談の主訴としては「養護(虐待)」が最も多く66件で、全体の5割以上を占めています。

受付した相談に対する対応状況は、児童福祉施設入所の措置1件、里親委託2件、1回から数回の助言による指導44件、継続指導60件、他機関あっせん1件、その他5件でした。

相談に至る経路は警察が最も多く61件であり、次に家族14件でした。

男女別に見ると、男子の相談が46件(40.7%)、女子の相談が67件(59.3%)でした。年齢別に見ると、15歳の相談が最も多くなっています。



2 一時保護

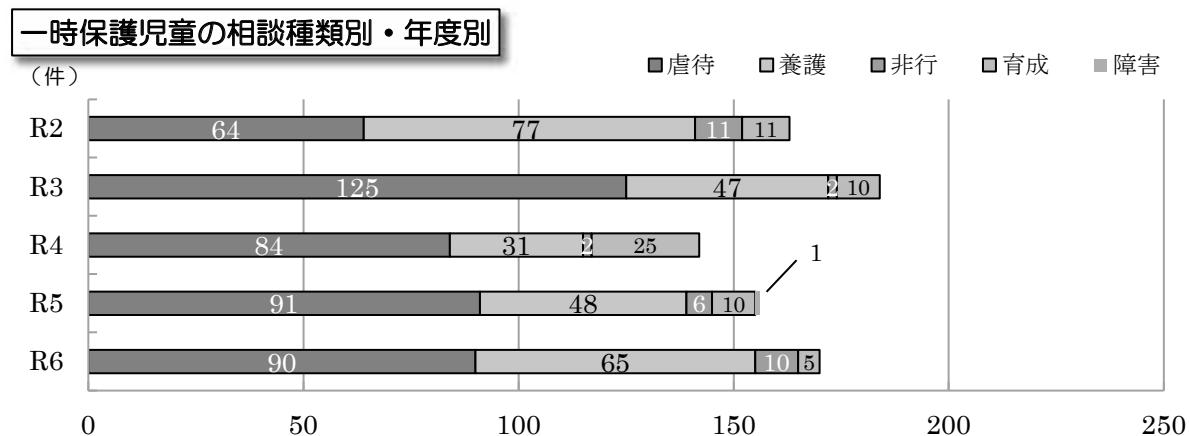
要保護児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導を目的として一時保護し、生活指導・学習指導・健康管理などを行っています。

なお、平成18年度から平成20年度まで、一時保護については石川県に委託をしていました。

緊急保護	家庭の事情などで保護者による養育が困難な場合、または虐待や非行などの理由で、行動面や家庭環境から保護者による監護が不適当と判断される場合
行動観察	子どもの援助方針を検討するため、家庭などから一時的に離して行動観察や生活指導などを必要とする場合
短期入所指導	主に不登校や性格上の問題などで入所により短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導などが有効であると判断される場合

令和6年度の一時保護児童数は、前年度に比べ14人増加し170人で、延べ日数は2,890日でした。一人当たりの平均保護日数は17.0日でした。

令和6年度の一時保護児童における相談内容は、虐待相談が全体の5割以上を占め、他の養護相談も合わせると全体の約9割を占めています。

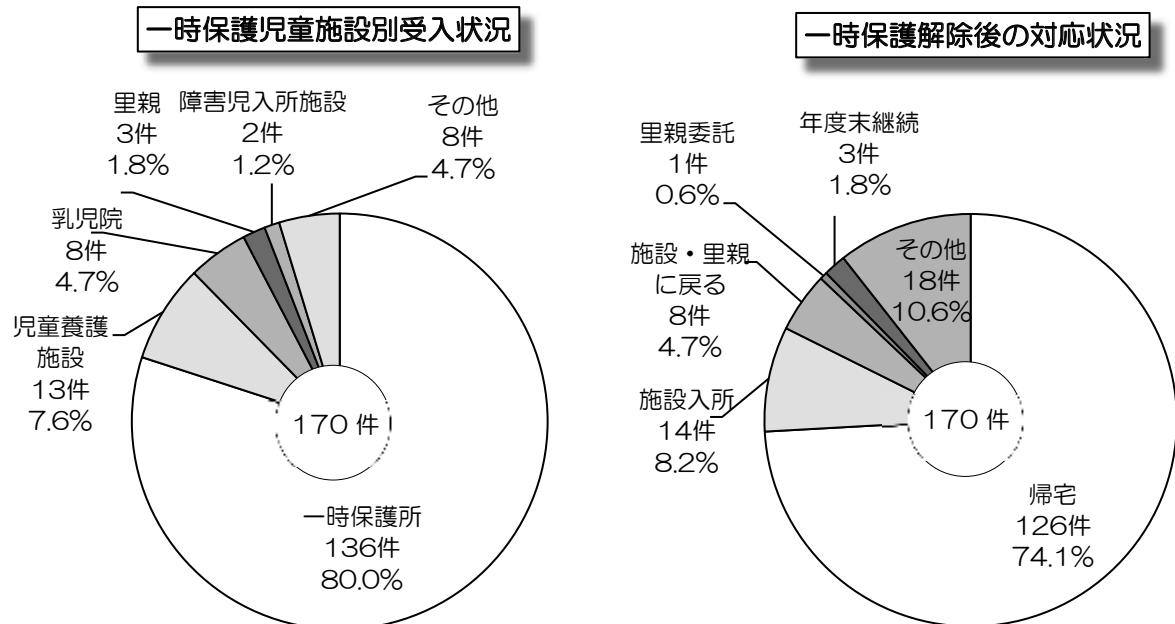


<一時保護人数・延べ日数等>

区分 年度	保護 人数	延べ日数	1日当たり 平均(保 護人数)	1人当たり 平均(保 護日数)	一時保護所分				委託分			
					保護 人数	延べ日数	1日当たり 平均(保 護人数)	1人当たり 平均(保 護日数)	保護 人数	延べ日数	1日当たり 平均(保 護人数)	1人当たり 平均(保 護日数)
R2	163	3,590	9.8	22.0	128	2,233	6.1	17.4	35	1,357	3.7	38.8
R3	184	3,997	11.0	21.7	142	2,228	6.1	15.7	42	1,769	4.8	42.1
R4	142	4,005	11.0	28.2	104	2,617	7.2	25.2	38	1,388	3.8	36.5
R5	156	4,408	12.1	28.3	112	3,017	8.3	26.9	44	1,391	3.8	31.6
R6	170	2,890	7.9	17.0	136	1,860	5.1	13.7	34	1,030	2.8	30.3

施設別の一時保護児童受入状況は一時保護所が136件（80.0%）を占め、次に児童養護施設13件（7.6%）、乳児院8件（4.7%）と続きます。

一時保護解除後の対応は帰宅が126件（74.1%）で、児童福祉施設入所は14件（8.2%）でした。



＜一時保護解除後の対応別人数＞ (件)

区分 年度	児童福祉施設入所	里親委託	帰宅	施設・里親へ戻る	親族引き取り	その他の	年 度 末 継 続	計	一時保護所分								委託分							
									児童福祉施設入所	里親委託	帰宅	施設・里親へ戻る	親族引き取り	その他の	年 度 末 継 続	計	児童福祉施設入所	里親委託	帰宅	施設・里親へ戻る	親族引き取り	その他の	年 度 末 継 続	計
R2	17	1	109	4	0	26	6	163	6	0	102	3	0	16	1	128	11	1	7	1	0	10	5	35
R3	16	0	128	4	0	26	10	184	9	0	105	4	0	18	6	142	7	0	23	0	0	8	4	42
R4	15	1	94	5	2	19	6	142	8	1	69	5	2	14	5	104	7	0	25	0	0	5	1	38
R5	19	1	79	6	4	30	17	156	5	1	66	6	4	20	10	112	14	0	13	0	0	10	7	44
R6	14	1	126	8	0	18	3	170	10	1	103	7	0	13	2	136	4	0	23	1	0	5	1	34

＜相談種類別・年齢別一時保護人数（一時保護所分）＞

(人)

区分		前年度末継続保護	年度中の入所					入所実人員	退所実人員	4月1日継続保護
			0歳	6歳	12歳	15歳以上	計			
2年度	養護	児童虐待	0	14	26	13	3	56	56	55 1
		その他	1	19	9	16	8	52	53	53 0
	非行	1	0	1	5	3	9	10	10	10 0
	育成	0	0	1	6	2	9	9	9	9 0
	計	2	33	37	40	16	126	128	127	127 1
3年度	養護	児童虐待	1	41	30	19	9	99	100	98 2
		その他	0	16	9	2	4	31	31	28 3
	非行	0	0	0	1	1	2	2	2	2 0
	育成	0	0	4	2	3	9	9	8	8 1
	計	1	57	43	24	17	141	142	136	136 6
4年度	養護	児童虐待	2	15	25	13	8	61	63	61 2
		その他	3	5	4	2	4	15	18	18 0
	非行	0	0	1	1	0	2	2	2	1 1
	育成	1	0	3	13	4	20	21	19	19 2
	計	6	20	33	29	16	98	104	99	99 5
5年度	養護	児童虐待	2	27	23	11	8	69	71	64 7
		その他	0	15	5	3	3	26	26	24 2
	非行	1	0	1	1	2	4	5	4	4 1
	育成	2	1	1	2	3	7	9	9	9 0
	障害	0	0	0	1	0	1	1	1	1 0
	計	5	43	30	18	16	107	112	102	102 10
6年度	養護	児童虐待	7	18	31	13	8	70	77	76 1
		その他	2	11	23	7	3	44	46	46 0
	非行	1	0	0	2	7	9	10	10	10 0
	育成	0	0	0	2	1	3	3	2	2 1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	計	10	29	54	24	19	126	136	134	134 2

＜相談種類別・年齢別一時保護人数（委託分）＞

(人)

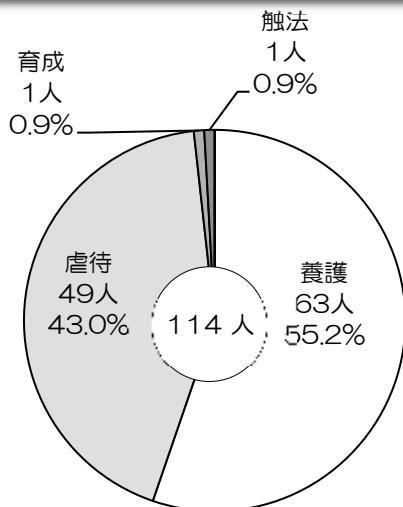
区分			前年度末継続保護	年度中の入所			入所実人員	委託先					退所実人員	4月1日継続保護
				0歳	6歳以上	計		児童養護施設	乳児院	障害児入所施設	医療機関	その他		
2年度	養護	児童虐待	1	4	3	7	8	3	1	1	2	1	6	2
		その他	4	10	10	20	24	6	6	5	4	3	21	3
	非行	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	育成	1	0	1	1	2	0	0	2	0	0	0	2	0
	計	6	14	15	29	35	9	7	8	6	5	30	5	
3年度	養護	児童虐待	2	19	4	23	25	6	3	2	2	8	21	4
		その他	3	9	4	13	16	1	5	4	0	6	16	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0
	計	5	28	9	37	42	7	8	6	3	14	38	4	
4年度	養護	児童虐待	4	11	6	17	21	3	8	5	0	4	20	1
		その他	0	8	5	13	13	5	4	2	0	2	13	0
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	0	0	4	4	4	0	0	2	2	0	4	0	
	計	4	19	15	34	38	8	12	9	2	6	37	1	
5年度	養護	児童虐待	1	13	6	19	20	7	5	1	0	4	17	3
		その他	0	14	8	22	22	1	6	6	3	3	19	3
	非行	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	
	育成	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6年度	計	1	27	16	43	44	8	11	7	4	7	37	7	
	養護	児童虐待	3	3	7	10	13	5	2	1	3	2	13	0
		その他	3	8	8	16	19	8	6	0	2	2	18	1
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成	1	0	1	1	2	0	0	1	1	0	2	0	
障害	計	7	11	16	27	34	13	8	2	6	4	33	1	

3 児童福祉施設入所等

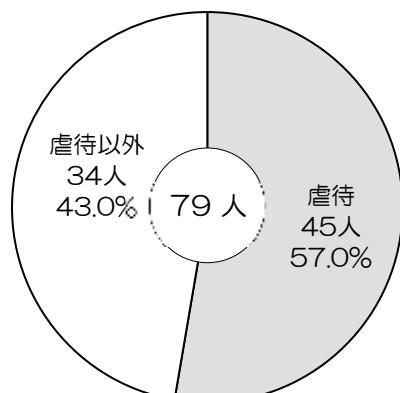
児童福祉施設等に、令和7年4月1日現在 124人が措置されています。 (人)

区分		就学前	小学生	中学生	高校生 ほか	計
児童 養護施設	乳児院	聖靈乳児院	7	—	—	7
		聖靈愛児園	5	9	2	23
		享誠塾	1	3	8	20
		梅光児童園	1	4	2	10
		林鐘園	—	4	1	6
		育松園	—	—	2	1
		伊奈美園	2	3	3	14
		あすなろ学園	—	—	1	2
児童自立支援施設		—	—	1	—	1
児童心理治療施設		—	1	—	—	1
里親		9	7	3	5	24
ファミリーホーム		—	—	1	1	2
小計		25	31	24	34	114
福祉型障害児 入所施設	希望が丘	—	2	1	2	5
	Share 金沢	—	1	1	2	4
	錦城学園	—	—	1	—	1
小計		—	3	3	4	10
合計		25	34	27	38	124

施設等措置児童の相談種別構成比
(障害児入所施設を除く)



児童養護施設への
入所理由が虐待の割合



4 里親

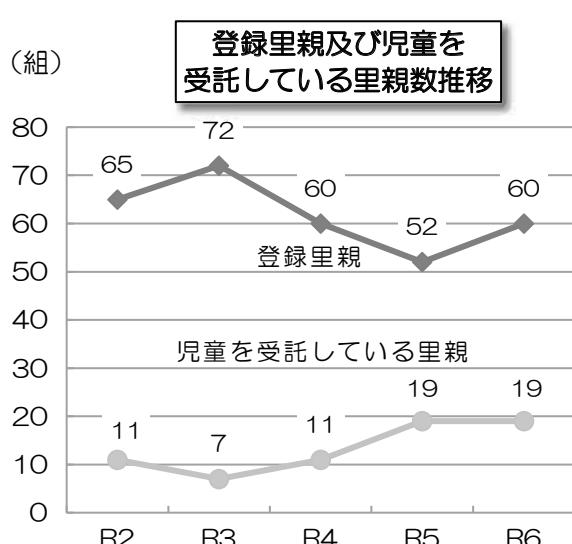
里親とは、さまざまな事情により自分の家庭で生活することができなくなった児童を自らの家庭に迎えて、愛情と真心を込めて養育する者であって、都道府県（指定都市、児童相談所設置市）が適当であると認定した者をいいます。要保護児童が増加する中、家庭に近い養育環境である里親の重要性は増しています。

(1) 里親の区分

養育里親	保護者のいない、又は保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組によって、保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもの養親となることを希望する里親
親族里親	両親などが養育できない場合に、祖父母やきょうだいなど扶養義務のある親族により子どもを養育する里親 なお、扶養義務のない親族（おじ、おば等）に対する里親委託については養育里親が適用される
ファミリー ホーム	養育里親などとして一定の経験がある専任の養育者1人を含む3人以上の養育者などが、専任の養育者の住居で、要保護児童5人又は6人を受入れ、養育を行う事業

(2) 登録里親及び児童を受託している里親数

令和6年度中の金沢市の新規里親登録は10組で、令和7年4月1日現在で60組の登録があります。そのうち19組の里親が児童を受託しています。

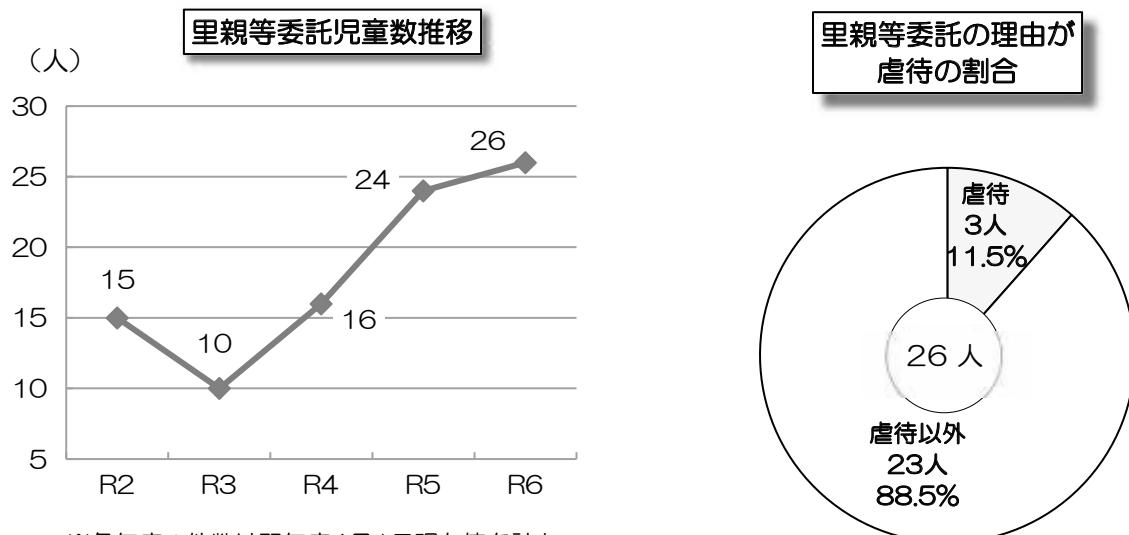


＜里親登録数等（R7.4.1現在）＞

区分	登録数 (組)	受託里親 数 (組)
養育里親	27	5
親族による 養育里親	3	1
専門里親	3	1
養子縁組里親	19	4
親族里親	8	8
計	60	19

(3) 里親等に委託されている児童数

令和7年4月1日現在、金沢市が委託している里親は20組（金沢市登録里親19組、本市以外の登録里親1組）、ファミリーホームは1か所、委託児童は26人となっています。



※各年度の件数は翌年度4月1日現在値を計上

＜里親等委託率＞

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
里親委託児童数		14人	9人	15人	23人	24人
ファミリーホーム委託児童数		1人	1人	1人	1人	2人
乳児院及び児童養護施設措置児童数		105人	107人	102人	102人	86人
計		120人	117人	118人	126人	112人
委託率		12.5%	8.5%	13.6%	19.0%	23.2%

※各年度の人数は翌年度4月1日現在値を計上

$$\text{里親等委託率(%)} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数} + \text{乳児院及び児童養護施設措置児童数}} \times 100$$

(4) 研修

事務の効率化、合理化の観点から石川県と協議のうえ、共同で研修を実施するなど連携して里親制度の有効活用に繋げます。（児童福祉法改正により、養育里親は平成21年度から、養子縁組里親は平成29年度から登録前の基礎研修、登録前研修が法定化されました。）

年度	研修名	実施日	内 容	参加者
R2	第1回里親ミニ学習会＆交流会 (里親支援機関主催)	R2.9.17	里親ミニ学習会と交流会	里親
	里親基礎研修会	R2.10.15	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R2.10.15	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親基礎研修会	R2.11.5	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R2.11.5	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	第2回里親ミニ学習会 (里親支援機関主催)	R2.11.7	里親ミニ学習会	里親
	里親登録前研修会	R2.12.4	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	第3回里親ミニ学習会＆交流会 (里親支援機関主催)	R3.1.24	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第1回里親研修会(県主催)	R3.2.27	講演(講師:特定非営利活動法人日本こども支援協会代表理事 岩朝 しのぶ 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	第2回里親研修会(県主催)	R3.3.27	講演(講師:FM『ファミリーホーム旬』二飯田 秀一 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
R3	第1回里親ミニ学習会＆交流会 (里親支援機関主催)	R3.6.27	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第66回全国里親大会福岡市大会	R3.10.16	全国里親大会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	第66回全国里親大会福岡市大会	R3.10.17	全国里親大会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	里親登録前研修会	R3.10.17	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.10.20	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.10.21	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.10.22	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.10.30	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.11.3	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.11.13	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義と先輩里親の体験談	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R3.11.14	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義と先輩里親の体験談	里親登録希望者
	第2回里親ミニ学習会＆交流会 (里親支援機関主催)	R3.11.23	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第3回里親ミニ学習会＆交流会 (里親支援機関主催)	R3.12.19	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第2回里親研修会(県主催)	R4.2.20	講演(講師:大阪府立大学教授 伊藤 嘉余子 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	第3回里親研修会	R4.3.27	講演(講師:NPO法人日本ポーテージ協会 スーパーバイザー 小坂 正栄 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
R4	第1回里親ミニ学習会＆交流会 (里親支援機関主催)	R4.5.22	里親ミニ学習会と交流会	里親
	里親登録前研修会	R4.5.26	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	第1回里親研修会(県主催)	R4.6.4	講演(講師:金城大学短期大学部幼児教育学科外部講師 作谷 温子 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	里親登録前研修会	R4.6.9	養育里親希望者・養子縁組里親希望	里親登録希望者

年度	研修名	実施日	内 容	参加者
R5			者向け講義と先輩里親の体験談	
	里親登録前研修会(県主催)	R4.8.5	里親希望者向け講義	金沢市管轄出席なし
	第67回全国里親大会やまなし	R4.10.8	全国里親大会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	第67回全国里親大会	R4.10.9	全国里親大会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	オレンジリボン子育てキャンペーン(金沢市)	R4.10.29	子育て講座	里親 石川県民
	オレンジリボン子育てキャンペーン(かほく市)	R4.11.17	子育て講座	里親 石川県民
	オレンジリボン子育てキャンペーン(津幡町)	R4.12.17	子育て講座	里親 石川県民
	里親研修会(フォスターイング機関主催)	R5.1.21	講演(講師:やすもと医院 院長 安本 真由美 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	第3回里親ミニ学習会&交流会 養子縁組里親更新研修 (里親支援機関主催)	R5.1.27	養子縁組里親更新希望者向け講義と 交流会	里親
	里親登録前研修会(県主催)	R5.1.27	養育里親希望者向け講義と実習	金沢市管轄出席なし
	第4回里親ミニ学習会&交流会 (里親支援機関主催)	R5.2.23	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第2回里親研修会	R5.2.25	講演(講師: NPO法人日本ポーテージ協会 スーパーバイザー 小坂 正栄 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	里親を考える集い(県主催)	R5.3.11	里親ミニ学習会と交流会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	東海・北陸ブロック里親研究大会岐阜大会	R5.6.3	東海・北陸ブロック里親研究大会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	東海・北陸ブロック里親研究大会岐阜大会	R5.6.4	東海・北陸ブロック里親研究大会	里親 行政関係者 児童養護施設職員
R6	里親登録前研修会(県主催)	R5.6.23	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	金沢市管轄出席なし
	里親登録前研修会(県主催)	R5.7.10	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	金沢市管轄出席なし
	第1回里親ミニ学習会&交 流会(里親支援機関主催)	R5.7.30	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第2回里親ミニ学習会&交 流会(里親支援機関主催)	R5.9.10	里親ミニ学習会と交流会	里親
	里親を考える集い(県主催)	R5.9.18	講演(講師: 社会福祉法人麦の子会 理事長 北川 聰子 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	里親登録前研修会	R5.10.12	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R5.11.16	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	里親登録希望者
	第3回里親ミニ学習会&交 流会(里親支援機関主催)	R5.12.3	里親ミニ学習会と交流会	里親
	里親登録前研修会(県主催)	R6.1.22	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	金沢市管轄出席なし
	里親登録前研修会(県主催)	R6.1.29	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	金沢市管轄出席なし
	第4回里親ミニ学習会&交 流会(里親支援機関主催)	R6.2.9	里親ミニ学習会と交流会	里親
	里親登録前研修会	R6.6.13	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R6.6.28	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	里親登録希望者
	第1回里親ミニ学習会&交 流会(里親支援機関主催)	R6.7.21	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第1回里親研修会	R6.8.24	講演(CPA式イライラしない子育て 講師: 二飯田 秀一 氏)	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	里親登録前研修会(県主催)	R6.9.3	養育里親希望者・養子縁組里親希望 者向け講義	金沢市管轄出席なし

年度	研修名	実施日	内 容	参加者
	里親登録前研修会（県主催）	R6.9.13	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	金沢市管轄出席なし
	里親を考える集い（県主催）	R6.10.19	講演（講師：西日本こども研修センターあかしセンター長 藤林 武史 氏）	里親 行政関係者 児童養護施設職員
	第2回里親ミニ学習会＆交流会（里親支援機関主催）	R6.11.2	里親ミニ学習会と交流会	里親
	里親登録前研修会	R6.11.7	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	里親登録前研修会	R6.11.21	養育里親希望者・養子縁組里親希望者向け講義	里親登録希望者
	第3回里親ミニ学習会＆交流会（里親支援機関主催）	R6.12.1	里親ミニ学習会と交流会	里親
	第4回里親ミニ学習会＆交流会（里親支援機関主催）	R7.2.11	里親ミニ学習会と交流会	里親

(5) 里親会

里親による全国の組織として財団法人全国里親会があり、また石川県の組織として石川県里親会があります。政令指定都市及び横須賀市では、当該市を単位とする里親会を組織しています。

平成17年12月に金沢市在住の里親の意向を聞き取った結果、金沢市を単位とする里親会は組織せず、金沢市在住の里親は石川県里親会に属するものとしました。

5 法的対応等

項目	根拠法令	実施状況
家庭裁判所送致	児童福祉法第27条第1項第4号	平成18年度 1件 平成19年度 4件 平成20年度 1件 平成22年度 2件 平成24年度 1件 令和6年度 1件
家庭裁判所への強制的措置 許可申請	児童福祉法第27条の3	平成18年度 1件 平成21年度 1件
家庭裁判所の承認による 施設入所	児童福祉法第28条第1項 児童福祉法第28条第2項	平成19年度 1件（更新） 平成21年度 1件（更新） 令和4年度 1件（新規） 令和5年度 1件（新規） 令和6年度 1件（更新）
出頭要求	児童虐待防止法第8条の2	平成25年度 1件
立入調査	児童虐待防止法第9条	平成18年度 1件
再出頭要求	児童虐待防止法第9条の2	なし
臨検・捜索	児童虐待防止法第9条の3	なし
警察への援助要請	児童虐待防止法第10条	平成18年度 1件 令和3年度 4件 令和4年度 1件 令和5年度 6件 令和6年度 1件
家庭裁判所への一時保護期間 延長承認申請	児童福祉法第33条第5項	令和3年度 1件
親権喪失宣告の請求	児童虐待防止法第11条第5項 児童福祉法第33条の7	なし
面会制限・通信制限	児童虐待防止法第12条第1項	なし

接近禁止命令	児童虐待防止法第12条の4第1項	なし
未成年後見人選任の請求	民法第840条	平成20年度 1件 平成25年度 2件 令和6年度 1件
未成年後見人解任の請求	民法第846条	なし

6 メンタルフレンド

ひきこもりや不登校児童、人との関わりが上手くできない児童を対象に、兄姉に相当する年代の者（大学生など）をメンタルフレンドとして家庭に派遣し、児童の良き理解者として話し相手やスポーツ、遊びの相手となり関わり合うことにより、児童の自主性及び社会性の向上を図ることを目的としています。

令和2年度～令和4年度のメンタルフレンド派遣は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

区分 年度	対象児童数						メンタルフレンド				延べ派 遣回数	
	小学生		中学生		高校生		登録者数		派遣者数			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R4	0	0	0	0	0	0	10	34	0	0	0	
R5	0	0	1	0	0	0	11	23	1	0	21	
R6	0	0	1	0	0	0	12	27	1	0	21	

7 電話相談

(1)相談経路別

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
母	463	530	570	745	662
父	101	133	81	118	86
祖母	37	32	28	30	29
祖父	3	7	9	6	25
兄弟姉妹	1	5	2	4	6
親戚	9	27	22	18	12
本人	50	62	85	52	59
児童委員	9	6	10	5	7
警察機関	303	402	327	311	309
都道府県	47	54	56	57	73
市町村	91	77	67	78	79
福祉健康センター	55	65	44	49	245
学校等	159	176	177	159	233
児童福祉施設	57	72	58	75	69
医療機関	45	38	45	46	40
近隣知人	160	157	154	110	104
プラザ内	13	5	6	13	12
その他	48	48	141	117	72
計	1,651	1,896	1,882	1,993	2,122

(2)相談内容別

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
虐待	559	636	583	553	461
養護（虐待を除く）	625	680	591	709	1,071
保健	0	4	5	10	6
障 害	肢体不自由	0	0	0	0
	視聴覚	0	0	0	0
	言語発達	0	7	20	20
	重症心身	0	0	1	1
	知的障害	11	10	14	5
非 行	自閉症等	0	2	6	1
	ぐ犯	11	12	17	19
	触法	2	13	11	7
	性格行動	237	205	157	142
	不登校	26	51	51	37
育 成	適性	0	2	5	3
	しつけ	97	58	35	47
その他		83	216	386	402
計		1,651	1,896	1,882	1,993
		2,122			

第4章 関連事業

1 金沢こども見守りネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

(1) 概要

① 趣旨

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会として『金沢こども見守りネットワーク』を設置し、地域ぐるみで子どもの見守り体制を構築しています。

② 設置年月日 平成18年4月1日（児童相談所と同時設置）

③ 法的根拠

児童福祉法第25条の2

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成17年 厚生労働省）

(2) 構成員（令和7年度） 45機関

① 第1号機関 13機関（国又は地方公共団体の機関）

構成員	摘要
金沢家庭裁判所	
金沢少年鑑別所	
金沢地方法務局人権擁護課	
金沢保護観察所	
石川県女性相談支援センター	
金沢中警察署	
金沢東警察署	
金沢西警察署	
金沢市福祉健康局	福祉政策課 福祉健康センター総務課 生活支援課 障害福祉課
金沢市こども未来局	子育て支援課 保育幼稚園課 青少年健全育成センター少年育成支援室 こども相談センター 幼児教育センター
金沢市市民局	ダイバーシティ人権政策課女性相談支援室
金沢市教育委員会	学校指導課生徒指導支援室
金沢市立病院	

※ 本市の機関は、局単位で1機関として計上しています。

② 第2号機関 15機関（法人の機関）

構成員	摘要
公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会	MCハイツ平和

公益財団法人金沢健康福祉財団	
公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団	
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	地区社協会長部会保育部会
社会福祉法人享誠塾	
社会福祉法人聖靈病院聖靈愛児園	
社会福祉法人聖靈病院聖靈乳児院	
社会福祉法人梅光会梅光児童園	
社会福祉法人林鐘園	
一般社団法人石川県私立幼稚園協会金沢支部	
公益社団法人金沢市医師会	
一般社団法人金沢市歯科医師会	
一般社団法人石川県助産師会	
独立行政法人国立病院機構医王病院	
特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク石川	

※ 金沢市社会福祉協議会は、各部会等も含めて1機関として計上しています。

③ 第3号機関 17機関 (その他の機関)

構 成 員	摘 要
金沢弁護士会	
石川県里親会	
金沢市校下婦人会連絡協議会	
金沢市子ども会連合会	
金沢市児童館児童厚生員会	
金沢市放課後児童クラブ協議会	
金沢市青少年健全育成協議会	
金沢市P T A協議会	
金沢市母子寡婦福祉連合会	
金沢市民生委員児童委員協議会	主任児童委員連絡会
金沢市立小学校長会	
金沢市立中学校長会	
金沢人権擁護委員協議会金沢部会	
金沢地区高等学校生徒指導連絡協議会	
金沢保護区保護司会	
CAPいしかわ	
子ども夢フォーラム	

※金沢市民生委員児童委員協議会は、主任児童委員連絡会も含めて1機関として計上しています。

(3) 会議の区分

① 代表者会議

協議会を構成する関係機関の代表者による会議で、年に1回開催しています。

【役割】 ○要保護児童を支援する体制の整備についての協議

○実務者会議の活動状況の評価

② 実務者会議

要保護児童のケースマネジメントを行う機関の実務者による定期的な会議で、年に10回程度開催しています。

【役割】 ○要保護児童の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握など

○要保護児童対策の啓発

○要保護児童の援助方針及び関係機関の役割分担に関する協議

○事例の主たる担当機関及び担当者の決定

③ 個別ケース検討会議

個別の要保護児童のケースマネジメントに関する会議で、緊急に情報交換や援助方針の策定が必要な場合に隨時開催しています。

【役割】 ○要保護児童の援助方針及び関係機関の役割分担に関する協議

○事例の主たる担当機関及び担当者の決定

(4) 開催実績

① 年度別・会議別開催数

年度	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会
R2	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催)	10回	15回
R3	1回	10回	24回
R4	1回	10回	19回
R5	1回	12回	5回
R6	1回	24回	37回

② 代表者会議と講演

年度	代表者会議	講演
R2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催	
R3	令和3年11月11日（木） 午後2時～4時 教育プラザ富樫 出席者 第1号機関 10機関 第2号機関 12機関 第3号機関 17機関	「ヤングケアラーについて」 北陸学院大学 人間総合学部 講師 松本 理沙 氏

R4	令和4年10月31日（月） 午後2時～4時 教育プラザ富樫 出席者 第1号機関 12機関 第2号機関 13機関 第3号機関 14機関	「地域のネットワークを生かした子どもの見守り」 同志社大学心理学部 客員教授 ハ木 安理子 氏
R5	令和5年7月20日（木） 午後2時～4時 教育プラザ富樫 出席者 第1号機関 11機関 第2号機関 15機関 第3号機関 12機関	「ヤングケアラーにおける本市の取り組みについて」 金沢市児童相談所長兼こども相談センター所長補佐 徳山 一也 氏
R6	令和6年7月18日（木） 午後2時～4時 教育プラザ富樫 出席者 第1号機関 13機関 第2号機関 15機関 第3号機関 17機関	「子どものインターネット利用における見守りについて」 金沢市青少年健全育成センター少年育成支援室長 新堂 康晴 氏

(5) 事業費

(単位：千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
決算額	0	12	34	0	0

2 児童虐待防止対策推進事業

(1) 市民グループとの協働による虐待防止推進活動

① 概要 [（旧）こども政策推進課から平成20年度事業移管]

児童虐待防止に向けた市民意識の醸成のため、市民グループとの協働により意識啓発のためのワークショップや相談会を開催しています。

② 実施方法

児童虐待防止活動を行う3団体にワークショップや相談会の開催を委託し、各団体の活動の特色を活かした活動を行っています。

③ 実施内容（令和6年度）

団 体	実施内容
NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク石川	ドキュメンタリー映画「REAL VOICE」上映とミニトーク
CAPいしかわ	ワークショップ8回、公開ワークショップ4回
子ども夢フォーラム	講演「教育は社会をどう変えたのか ～子どもたちは今～」

④ 事業費

委託料 225, 000円 各団体@75,000円×3団体

(2) オレンジ・パープルリボンキャンペーン

① 概要

児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、児童虐待防止シンボルである「オレンジリボン」と女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボルマーク「パープルリボン」をモチーフにした広報用品の作成や催しを行い、市民への広報活動を展開しています。

また、子ども用の「相談電話番号案内カード」を作成、市内の小・中学生に配布し、児童生徒からの相談電話の番号について広くお知らせしています。

なお、現在の相談電話番号案内カードのデザインは、平成30年度末に卒業した金沢美術工芸大学生の手によるものです。

② 実施内容（令和6年度）

実施内容	主な対象者
・相談電話番号案内カード配布（10,000枚）	小・中学1年生
・市庁舎と城北児童館に啓発パネルを設置	一般市民

3 金沢市民生委員児童委員協議会への研修事業委託

（1）概要

地域における児童福祉の中核を担う民生委員児童委員を対象として子どもの見守りに関する研修会を開催し、民生委員児童委員の児童虐待に対する意識の向上を図っています。

（2）実施方法

金沢市民生委員児童委員協議会に事業の実施を委託しています。

（3）実施内容（令和6年度）

実施内容	参加者
第1回 令和6年11月12日 テーマ「子どもの心と体を守るために ～子どもの“生きる力”を育むCAPプログラム～」 講師：CAPいしかわ 代表 新田川 美香 氏	51人
第2回 令和6年11月30日 テーマ「非行・問題行動のある子どもの支援について」 講師：金沢法務少年支援センター 統括専門官 杉木 淳一 氏	39人

（4）事業費

委託料 225,000円

4 石川県児童養護協議会への研修事業委託

(1) 概要

社会的養護の中核を担う児童養護施設、乳児院などの職員の資質向上のための職種単位での研修を実施し、児童への援助に繋げています。

(2) 実施方法

石川県児童養護協議会に事業の実施を委託しています。

(3) 実施内容（令和6年度）

区分	実施内容
養護乳児研修会	第1回：講義「サトウ家の引き取りに向けての動きと課題」 講師：樹心寮 施設長 神谷 俊介 氏
	第2回：講義「子どもの困り感や不安感に気づき、その感情との向き合い方について～Mとの関わりを通して～」 助言者：金沢市児童相談所長兼こども相談センター所長 徳山 一也 氏
	第3回：講義「子どもが本当に困った時、頼ることができる職員のあり方～これからの自立に不安を抱える子どもとどう寄り添うか～」 講師：日本福祉大学 教授 河尻 恵 氏
	第4回：講義「関わりたくても関われない～精神疾患を抱える児童との児童養護施設における日常～」 講師：子どもの虹情報研修センター 副センター長 増沢 高 氏
養護講演会	講演：「ライフストーリーワーク」 講師：立命館大学 衣笠総合研究所 研究員 徳永 祥子 氏
養育職員会	7回実施 会場：享誠塾、教育プラザ富樫、聖靈愛児園
書記会研修会	第1回：講義「労務管理について」 講師：社会保険労務士法人末正事務所 末正 哲朗 氏
	第2回：「措置費について」 講師：石川県・金沢市措置費担当
栄養士調理員会研修会	3回実施 調理講習会、会議等
施設心理士会研修会	施設心理士会研修会 講義：「心理療法の基底」 講師：龍谷大学心理学部 教授 森田 喜治 氏 施設心理士会 7回実施 会場：梅光児童園、育松園、教育プラザ富樫

(4) 事業費

委託料 475, 000円 (※県補助金475, 000円あり)

5 措置児童への支援

(1) 概要

施設の入所児童や里親への委託児童の自立に向けて、社会的養護自立支援事業、就職のための運転免許の取得及び学校でのクラブ活動に要する費用の一部を助成するなどの支援を行っています。

(2) 事業内容

① 社会的養護自立支援事業

i 概要

児童養護施設に相談支援担当職員を配置し、入所中の支援に加え、退所後のフォローも行うことで、児童の社会的自立の促進を図ります。

ii 実施方法

児童養護施設に委託しています。なお、本市は市内4施設に、石川県は県内（市外）4施設に委託し、措置した地方公共団体にかかわらず、その施設の入所児童を対象としています。

iii 制度改正

平成23年度まで行っていた入所中の児童への自立支援アドバイザー派遣事業を改正して、平成24年度から施設退所後概ね1年以内の児童も支援対象に含めることとした。

iv 主な実施内容(令和6年度)

施 設	内 容
享誠塾	○資格取得援助
林鐘園	○就労支援・相談
聖靈愛児園	○同窓会開催費
梅光児童園	○家族関係相談・面会 ○自立生活支援 など

v 事業費

年度	委託料（千円）	年度	委託料（千円）
R1	1,545	R4	1,354
R2	1,671	R5	1,747
R3	1,369	R6	1,931

② 児童自立促進費補助

i 概要

児童養護施設に措置又は里親などに委託されている児童で、18歳に達したものが就職に有利になることを目的として普通自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成し、児童の自立の促進を図っています。

ii 実施方法

児童養護施設又は里親などに対し、200,000円を上限に補助金を交付します。

iii 補助実績

年度	対象児童数	補助金額 (千円)	年度	対象児童数	補助金額 (千円)
R1	9人	1,800	R4	6人	1,200
R2	7人	1,400	R5	7人	1,400
R3	12人	2,400	R6	9人	1,800

③ 児童育成事業費補助

i 概要

児童養護施設に措置又は里親などに委託されている児童のクラブ活動への積極的な参加を促すため、クラブ活動に要する費用の一部を助成します。

ii 実施方法

児童養護施設又は里親などに対し、次の基準により補助金を交付します。

高校生・特別支援学校高等部の生徒 上限2,000円／月

iii 制度改正

平成21年度に中学生のクラブ活動費が措置費の対象とされたことにより、中学生を補助対象から除外しました。

iv 補助実績

年度	施設数 (所)	対象児童数 (人)	補助金額 (円)	年度	施設数 (所)	対象児童数 (人)	補助金額 (円)
R1	9	13	173,680	R4	0	0	0
R2	0	0	0	R5	1	1	21,693
R3	0	0	0	R6	0	0	0

※R2～4年度は、措置費内で対応したため実績なし

6 措置費

(1) 児童養護施設等

(単位：千円)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
児童養護施設措置費	713,047	827,995	872,545	927,847	943,697
里親委託措置費	26,238	24,754	20,377	28,515	35,546
一時保護委託措置費	10,462	15,181	7,626	8,752	6,506
措置医療費	570	582	669	262	66
国民健康保険診療報酬	1,691	1,442	1,884	2,373	2,615
社会保険診療報酬	7,439	7,420	7,383	7,796	11,303
合 計	759,447	877,374	910,484	975,545	999,733

(2) 知的障害児施設等

(単位：千円)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
障害児施設措置費	52,103	71,529	80,162	78,346	82,020
やむを得ない事由による措置費	3,184	0	0	0	0
措置医療費	46	36	106	73	16
国民健康保険診療報酬	108	262	237	219	338
社会保険診療報酬	2,220	2,348	2,173	833	661
合 計	57,661	74,175	82,678	79,471	83,035

(3) 児童自立支援施設（県委託）

(単位：千円)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
法定費用	13,168	7,209	3,633	6,535	8,830
法定外費用	18,100	15,290	16,773	30,000	33,804
施設修繕費	0	0	0	5,391	7,366
合 計	31,268	22,499	20,406	41,926	50,000

7 在宅児童養育支援訪問事業

(1) 概要

育児不安のある者や不適切な養育状態にある家庭などで、養育支援を特に必要とする場合やヤングケアラー（本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている満18歳未満の子ども）のいる家庭に、週2回（1回2時間程度）を限度にヘルパーを派遣しています。保護者（特に母親）やヤングケアラーの育児、家事負担の軽減を図るとともに、派遣ヘルパーによる児童及び家庭状況の見守りを図っています。また、保護者の送り出し力の不足から不登校・不登園になっている児童にも、通学・通園支援を行っています。派遣家庭の選定は、児童相談所が行います。

(2) 実績

令和6年度

- ① 育児不安・養育支援 1,911千円 4世帯に計176回派遣
- ② ヤングケアラー支援 1,217千円 2世帯に計 36回派遣

8 その他

(1) 金沢市子ども・子育て審議会（平成25年10月1日設置）

① 概要

本市の子ども・子育てに関する事項を調査審議するため設置されました。児童福祉審議会にかかる審議事項は、金沢市社会福祉審議会児童福祉分科会(分科会は移管により廃止された)から子ども・子育て審議会児童福祉専門部会の担当になりました。

② 根拠法律

- i 児童福祉法第8条第3項 → 児童福祉審議会の設置根拠
- ii 次世代育成支援対策推進法第21条第1項
- iii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- iv 子ども・子育て支援法第72条第1項

③ 資問等の実績

年 度	件数(件)	内容
R2	2	里親の認定について（諮詢） 児童相談所の相談状況について（報告） 養育里親名簿の登録更新について（報告）
R3	2	里親の認定について（諮詢） 児童相談所の相談状況について（報告） 養育里親名簿の登録更新について（報告）
R4	2	里親の認定について（諮詢） 児童相談所の相談状況について（報告） 里親名簿の更新について（報告） 被措置児童等虐待の状況について（報告）
R5	2	里親の認定について（諮詢） 児童相談所の相談状況について（報告） 里親名簿の更新について（報告）
R6	3	里親の認定について（諮詢） 児童相談所の相談状況について（報告） 里親名簿の更新について（報告） 被措置児童等虐待の状況について（報告）

(2) 研修生の受け入れ状況

相手先	人数	実施日	内容等
金沢工業大学大学院	6	R6.5.14～12.17	専門ゼミ授業の一環として児童相談所における実地研修
文部科学省	1	R6.10.7～10.25	教育行政の実務経験及び教育現場等における実証的な調査研究
石川県警察本部	2	R7.1.20～1.31	警察職員の児童虐待事案に対する対処能力の向上を目的とした実地研修

(3) 観察の受け入れ状況

相手先	人数	実施日	内容等
金城大学	10	R6.5.21	児童相談所等について (説明及び施設見学)
北陸学院大学	6	R6.5.27	児童相談所等について (説明及び施設見学)
金沢星稜大学	15	R6.6.10	児童相談所等について (説明及び施設見学)
世田谷区議会	15	R6.7.10	児童相談所等について (説明及び施設見学)
宇都宮市	2	R6.7.11	児童相談所等について (説明及び施設見学)
旭川市議会	1	R6.7.30	児童相談所等について (説明及び施設見学)
川口市議会	1	R7.1.31	児童相談所等について (説明及び施設見学)
こども家庭庁 母子保健課	3	R7.3.28	児童相談所等について (説明及び施設見学)

金沢市教育プラザ

〒921-8171 金沢市富樺 3 丁目 10 番 1 号

ホームページ <http://www.togashi.ed.jp/>

こども相談センター

児童相談所 TEL076-243-4158 FAX076-243-1123

幼児教育センター

代 表 TEL076-243-1018 FAX076-243-1100